

北海道八雲開墾における尾張旧藩主家と旧藩士族

藤田英昭

はじめに

一 事業開始に向けた徳川家の動向

二 旧藩主家に対する移住士族の意識

(一) 御機嫌伺い

(二) 献上と下賜

(三) 祭祀・慰霊

三 角田弟彦が見た開墾地の実情

四 開墾場に向けた旧藩主家の視線

(一) 徳川慶勝の場合

(二) 徳川義禮の場合

おわりに

はじめに

かつて筆者は、尾張徳川家十七代当主徳川慶勝が、明治一二年（一八七八）

北海道八雲開墾における尾張旧藩主家と旧藩士族

から推進した北海道八雲（現・北海道二海郡八雲町。当初は胆振国山越郡山越内村遊楽部^{ユイラツブ}）開墾の「発端」と「始動」について、小稿を発表したことがあった。⁽¹⁾士族が直面した社会情勢など、移住に至る時代背景を踏まえながら、愛知県で実施していた士族授産事業と関連づけて考察したものであった。検討に当たっては、移北を決意した旧藩士族の日記や書簡を活用して、移北に臨んだ彼らの動機や意識にこだわった。あわせて、明治一三年頃までと限定した時期ではあったが、開墾当初における尾張徳川家の生活保護政策と、現地における開拓使の支援のありようを具体的に明らかにした。⁽²⁾八雲開墾に注目する上では、開墾地の動向だけではなく、旧藩の拠点であった東京・愛知の徳川家の意向を常に意識する必要があることを指摘し、愛知での授産事業の成果を八雲の地で活用しようと試みるなど、相互交流の一端を紹介したのも成果の一つであったように思う。

本稿では、旧稿の問題関心を引き継ぎながら、以下の二点を中心に検討を進めていきたい。一つは、開墾地における移住士族の旧藩および旧藩主意識を明らかにすることである。旧稿でも移住士族の意識を追究したが、

そこでは、前述のように移北の動機に焦点を当てていた。本稿では、彼らが移住後いかに旧藩や旧藩主を意識したかに注目したい。もう一つは、八雲開墾を支援した旧藩主家たる尾張徳川家側の意識についてである。とりわけ、開墾に着手した十七代徳川慶勝と、そのあとを継いだ十八代徳川義禮（幼名農若）の開墾地に対する意識の違いについても言及していきたい。

そもそも、慶勝の場合は、尾張藩士とともに幕末の尾張藩政の対立・混乱を経験し、維新後は後述のごとく旧藩士族の救済を自身の責務の一つと考えていた。一方の義禮は、慶勝の三男徳川義宜（幼名）が明治八年一月に死去した後、明治九年五月に一四歳（数え年、以下年齢は数え年とする）で養子となった人物である。⁴ 実家は高松松平家であった（義禮の実父は松平頼聰⁵）。年齢も若く、尾張の旧藩時代を経験していない義禮では、慶勝の後に八雲事業を継承したといっても、移住士族に対する意識も含めて、慶勝と同じであったとはみなせない。

ところで、近年は大名出身の華族が、廃藩以降も旧藩領の産業・教育・文化に一定の影響を及ぼしていたことが指摘されるなど、近代以降の旧藩主家と旧藩士族との関係性に着目した研究が活況を呈している。⁵ 尾張徳川家による八雲開墾も、旧藩主が、窮乏して暴発しかねない旧藩士族を救済・鎮静化することを目的の一つとして開始された一大事業であった。その意味では、旧藩主家と旧藩士族との関係性が、近代以降も継続した事例の一つといえ、本稿もこうした研究動向に刺激を受けてのことである。

一方、八雲開墾の場合は、旧藩地の近代化ではなく、北海道という新天地で旧藩の社会秩序が新たに構築され、展開していった事例として、旧藩社会研究に論点の一つを提供できるように思うのである。⁶

こうした視点で上記二つの課題に迫っていくが、もうひとつ本稿で意を

用いたことは、事実関係の確認である。これまでの八雲開墾に関する研究や概説書では、ともすれば後年の編纂物の記述を根拠にまとめられる傾向があった。本稿では既知の事柄であっても、同時代史料に基づいて事実関係を確定していくことも、目的の一つとしたい。

文末の付表には、明治一年～一八年までの開墾場の沿革をまとめた。適宜参照されたい。なお、史料引用に当たっては、原則として旧字体は新字体に直し、読点・傍点・傍線を付けた。史料引用中のカッコは筆者による註記である。

一 事業開始に向けた徳川家の動向

本章では、徳川家の記録に基づいて、北海道八雲開墾に至る動向を再構成していく。特に、これまで曖昧であった日付を可能な限り確定し、八雲開墾史の中に跡付けていきたい。

まず、通説としてよく引用される「八雲村徳川家農場沿革略」⁷以下、「沿革略」を取りあげよう。「沿革略」は尾張家十九代当主の侯爵徳川義親が、八雲村開村三〇周年に当たる明治四四年（一九一一）の四月に著したものである。同年八月の皇太子（のちの大正天皇）の北海道行啓に際し、義親の代理男爵徳川義恕によつて上呈された。本書は、創業から一五年間の事蹟が簡潔にまとめられ、初期開墾の概要を知ることができる恰好の書といえる。本書によると、開墾の発端は、以下のように記述されている。

明治十年七月、故祖父慶勝、北海不毛ノ土地ヲ開拓シテ、聊力国家ニ貢献シ、兼テ旧名古屋藩士就産ノ一途ヲ開カント欲シ、家職吉田知行等ヲ派遣シ、開拓使管内ニ適当ノ土地ヲ求メシム、家職等各地ヲ跋涉、

踏査スルコト約三箇月、十月下旬帰京、復命スル所アリ、是ニ於テ愈
開墾事業ノ有望ナルヲ認メ、明治十一年五月、官ニ請フテ胆振国山越
郡山越内村字遊楽部官有原野壹百五拾万坪ノ無代価下附ヲ受ク

ここには、北海道開拓に向けた徳川慶勝の意識として、二つの側面が
あったことが明示されている。一つは「国家ニ貢献」しようとする⁽⁸⁾天皇
の藩屏⁽⁸⁾としての華族意識である。もう一つは「旧名古屋藩士就産」を目
的とした旧藩主としての立場である⁽⁹⁾。慶勝にとつての北海道開拓が、この
両側面を併せ持っていたことは疑いないところである。こうした性格の開
墾事業は、通説では、「沿革略」を根拠に、明治一〇年七月に家職の吉田
知行(家扶)らが入植適地の調査に出立したことから着手されたといわれて
きた⁽¹⁰⁾。

しかし、あくまでも「沿革略」は、開墾から三〇年後にまとめられた記
録である。実際に、尾張家の家扶が同時代に付けていた「日記」⁽¹¹⁾を繙くと、
明治一〇年八月二六日に吉田知行と角田弘業が、翌二七日に「北海道見
物」に発途するため、慶勝に拝謁し下賜品を受けたと記載されている⁽¹²⁾。彼
らが帰京したのも、「沿革略」にある一〇月下旬ではなく、一、一月七日で
あった。すなわち、「日記」一、一月三日条には、「吉田知行士・角田弘業今
十月廿四日出郵便着、青森県より陸行ニ而、来ル十日比着之旨申来」とあ
り、同月八日条に二人が「七日午後六時過帰京相成」と出てくる。その直
後の一五日、吉田と角田が北海道巡見の「景況」を「演説」⁽¹³⁾し、「御着手
之可否相談之為」、間島冬道や日比野次郎を招聘するなどして、家職の最
高責任者である家令・小瀬新太郎らと対談したのであった⁽¹⁴⁾。

間島冬道は、幕末期には慶勝付の御小性や御小納戸頭取などを務めた側
近である⁽¹⁵⁾。明治に入って大宮知県事や名古屋県参事、宇和島県権令を歴任

し、慶勝が發起人の一人となった第十五国立銀行開業に当たっては、要職
を務めた⁽¹⁶⁾。徳川家の銀行経営でも重要な役割を担った人物で、開墾資金の
見積もりや拠出等で意見を求めたものと思われる。結果的に、尾張徳川家
の北海道事業は、旧藩主家が移住士族を管理・統制しつつ、全面的な生活
保障を行いながら、開墾資金を提供するという前例のない大事業となつ
た。一方、日比野次郎は開拓使出仕していた尾張旧藩士族で、開拓使と
の仲介役を想定した人選といえる。北海道事業は、旧藩主家の資産運用だ
けでは間に合わず、現地の公的機関の支援を前提とし、期待していた様子
も看取されるのである。家令の小瀬新太郎⁽¹⁷⁾以下の家職も同席していたこと
から、徳川家政全体の総意によって開墾事業を推進していったことは明瞭
である⁽¹⁸⁾。

ついで、家扶「日記」には、「北海道一条ニ付、日比野次郎・角田弘業
御書院ニテ方案取調候」(一、一月二六日条)であるとか、「日比野次郎義、北
海道御着手一条ニ付而考、追々尽力致廉を以、金三千疋・御反物一被下、
後來之处猶御依頼被遊候事」(一、二月二九日条)などあるように、現地の事
情に精通している日比野次郎が重要な役割を担っていた様子がうかがわれ
る。

一、一月二六日条に出てくる「方案」が、最終的に註(8)(9)であげた
「徳川家開墾試験場條例」(明治一、一年六月)に結実するのではなからうか。
この「條例」は、小瀬新太郎(家令)・井上喬(家扶)・土岐長久(同)ととも
に、後述する北海道事業を担当する吉田知行(委員)・角田弘業(委員補助)・
服部正綾(同)の連署によって制定された。尾張徳川家では、入植からの二
年間は「試験」期間と定め、士族就産の目的が立ったら、より確実な方法
を定めて事業展開することを想定していたため、当面のあいだ開墾地は

「試験場」と位置づけていたのである。

年が改まった明治一一年は、移住士族が確定し、第一次入植が開始された年である。まず、この年一月二四日、吉田知行は慶勝から書付を以て「北海道事業」の担当を命じられた。以下は、慶勝の「日誌」明治一一年一月二三日条からの引用である。⁽¹⁹⁾

吉田知行

右、今般北海道創業之儀、担任申付候、付テハ適宜ニ帰県、着手可取計事

右之通、以書付、一月二十四日同人渡ス

尾張徳川家にとって、北海道事業は文字通りの新規事業で、大きな挑戦でもあった。「北海道創業」という五文字に、慶勝のひとかたならぬ決意が示されているように思うのである。吉田知行は、専属の家扶から北海道事業の担当となり、同月三〇日に発途・帰県し、移住人の募集に尽力していった。結果、五月までに北海道を「墳墓ノ地」と定める五四名(戸)の移住人が決定し、吉田は五月二二日に東京に帰着した。⁽²¹⁾ 五四名の移住人は、連署した規約を締結している。⁽²²⁾ その後、彼らは明治一一年、一二年、一四年と各三回に分かれて、順次北海道に入植していくのである〔付表〕。

その間の五月一日、慶勝は開拓使長官の黒田清隆に、管轄地内の胆振国山越郡山越内村字遊楽部の地一五〇万坪を「特殊ノ御詮議」を以て無代価で下げ渡してくれるよう願書を提出した。それが許可されたのが、六月一三日であった。開拓使も士族の集団移住による開墾事業の進展を歓迎し、「特別」に聞き届けたのである。⁽²³⁾ これを受けて六月二四日、慶勝は黒田清隆以下開拓使の首脳部に書状を発している。⁽²⁴⁾ このうち、黒田に宛てた慶勝直筆の書状が、現在も八雲神社(二海郡八雲町宮園町)に所蔵されてい

る〔図1・口絵3〕。

拝呈、愈御清健奉賀候、陳者愛知県士族御管下ニ移住之義ニ付、例外ニ涉、願意奇特ニ御允裁ニ預、忝奉存候、右ハ予支度等も有之、此節家扶吉田知行北下為致度候処、從來実践無事業ニ付、甚無心元存候得とも、万般御保護ヲ受、素志ヲ達申度、此末厚御眷顧被下度、此段得貴意候、頓首

徳川慶勝

黒田清隆殿

書状に日付はないが、「日誌」の記載から六月二四日前後に執筆し、発せられた可能性が高い。⁽²⁶⁾ 慶勝は、開拓使管轄下への移住願いが「奇特ニ御允裁」されたことに感謝しつつも、経験のない新事業で「甚無心元」ことから、開拓使から「万般御保護ヲ受」て目的を達成したいと、支援を求めているのである。⁽²⁷⁾ 同じ六月には、吉田知行からも東京・函館間の運送や水田用水路の開鑿、器械牛馬の拝借と諸業における伝習等、官費支出による協力依頼がなされ、七月一〇日付で黒田長官から了承を得るに至っている。⁽²⁸⁾

六月末から七月初めに掛けては、第一次移住人の面々が続々と尾張徳川家の本所長岡町邸を訪れ、慶勝・晨若(義禮)に拝謁し、酒肴や下賜品を授けられた。⁽²⁹⁾ 徳川慶勝「日誌」七月二日条には、「蝦夷へ永住之者着ニ付逢、同所へ相越候者姓名左之通」として、以下の名前が列記された。慶勝にとっても、新天地に初めて移住し、「創業」の第一歩を踏み出す旧藩士族たちは、特に印象深かったのではなかろうか。

吉田知行 井上文二^(文治) 太田正之丞^(土岐)

土岐一風市右衛門 同俣^(土岐冬應) 同次男^(土岐 愚)

〔吉田知二〕
知行俸

〔吉田義太不知喜〕
同次弟

角田弟彦

佐治六四郎

同静雄

同操

岡野頼隆

平川鍋三郎

都築田鶴松

植松稔

角田弘業

服部正綾

高木任邦

伊藤信田

鈴木重信

永田健

水野忠順

岩田仲七

赤尾政敏

志水久三郎

吉田八郎

若松捨二郎

高橋光造

天野熊三郎

村瀬小金二

平川昌義

かくして、吉田知行は明治一一年七月一日に海路北上し、四日に函館に到着した。しばらく同地に滞在して同月二九日に遊楽部に入り、移住人の家屋建築などの手配に取り掛かっていった。他の者たちも七月二〇日、九月一〇日、一〇月三日・二六日と別々に開拓使御用船に乗り込み、全員一一月までに開墾地に入った。こうして彼らは、新天地で人生の再出発を切っていくのである。

二 旧藩主家に対する移住士族の意識

遊楽部移住士族たちが、尾張旧藩を強く意識していたことは、移住地である山越内村から開墾地を独立させ、徳川慶勝の「思召」によって村名を「八雲村」としたこと、⁽³²⁾ 熱田神宮の分霊を勧請した八雲神社を創建したこと、⁽³³⁾ などから看取することができる。その他、「愛知県士族之義ハ、従来製網ニ従事候者モ有之」として、⁽³⁴⁾ 農閑期の秋から冬にかけて製網伝習を積極的に採用しようとするなど〔付表〕、愛知〔名古屋〕の地域的特徴を背負っ

て新天地に臨んでいたことが知られる。⁽³⁵⁾

ここでは、北海道事業の委員となった吉田知行や角田弘業らが付けていた「日記」以下、「八雲日記」とするから、移住士族が旧藩主〔家〕を意識していたとみられる記述を抽出し、検討を加えてきたい。

表1は、「八雲日記」明治一一年（一八七八）九月から明治一三年一二月までの記事から、旧藩主〔家〕に関わる記事を抜き出したものである。これによれば、明治一二年八月一日から一〇日にかけて、慶勝の養子の「従五位様」のちの十八代徳川義禮、当時一七歳が開墾地を訪れ〔付表〕、移住士族の家屋を一戸ずつ巡覧して、彼らに酒肴を賜うなど、移住人を鼓舞していた様子が知られる。このように旧藩主家の養嗣子が直接現地を訪れ、⁽³⁶⁾ 「公ニモ飽迄御尽シ被下候思召ニ付、一同ニモ此上一層勉強候様」〔明治一二年八月一三日条〕にと委員に沙汰を託すことは、移住士族たちに「君臣」一体の開墾事業であることを強く認識させ、彼らの発奮を促す効果があったものと推測できるのである。

ただし、表1をみると、移住士族たちは、旧藩主家の関係者が来場せずとも、日常的に旧藩主を意識する環境に置かれていたことがわかる。その

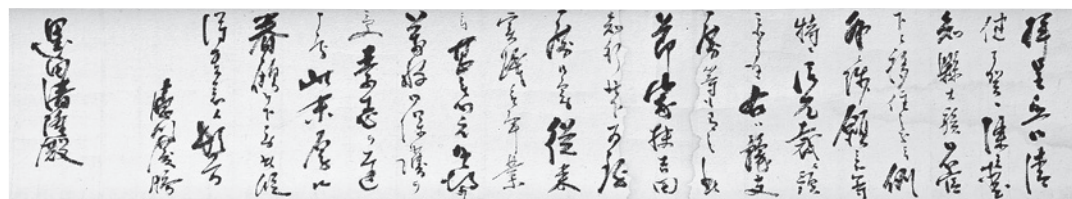


図1 徳川慶勝書状 八雲神社所蔵

いくつかを取りあげてみよう。

(一) 御機嫌伺い

最も象徴的なのが、定期的に「御写真」に拝謁し、御機嫌伺いをしていくことである。

御機嫌伺いの初出は、明治十一年一〇月二日条である。こうした行為は、徳川家の指示ではなく、移住士族から発議されたものであった。以下は、家扶宛ての吉田知行書簡である(同年十一月二日付)⁽³⁸⁾

移住人一同、日並ヲ定メ御機嫌奉伺度旨申出候付、毎月一日・十五日・入暑・入寒、又一月一日御祝儀申上之事ニ決議、則昨(二月一日別紙之人名御機嫌奉伺候条、宜御執達是乞、已来人名ニ変化ナキ時ハ、別ニ記載不仕候間、右様御承知可被下候

〔此節々、御写真拝礼為仕候〕

「別紙之人名」が誰なのか不明だが、この年移住(第一次移住)した二五戸の戸主や家族、一〇名の単身者のうちの有志たちを指している。⁽³⁹⁾しかも、勝手に御機嫌伺い(御写真拝礼)するのではなく、徳川家に許可を求め、承諾を得たうえでの行為であったことも見過ごせない。

この「御写真」とは、角田弘業(一〇月二日着)に託された慶勝の肖像写真ではないかと思われる。⁽⁴⁰⁾現段階では、この肖像写真を特定することは困難だが、石首魚石入蠟色塗刀拵を右手に持つて写る慶応二年(一八六六)撮影の肖像写真(図2)を可能性の一つとして指摘しておきたい。⁽⁴¹⁾

表1によると、この「御写真」は、当初吉田知行宅にあり、毎月一日と一五日に一同が吉田宅に集合のうえ、定例の「拝謁」「拝礼」が行われて



図2 徳川慶勝肖像写真 徳川林政史研究所蔵

いた。それが、明治十二年八月一日に学校(のちの八雲学校)が開業すると「付表」、御機嫌伺いの場が学校に移された。明治十三年六月以降は、伍組という下部組織のうちから代表者一人が拝謁に出頭することになった(明治十三年六月八日条。「拝謁」の儀式が終わると、さまざまな案件が議論されたり、通知されていた様子もうかがわれる。注目したいのは、御機嫌伺いの後に、半月分の「野菜料」(飯米)が支給されていたことである。こうした手続きを経ていたことは、旧藩主からの恩恵(御恩)によって、自身の生活が保障されていることを移住士族たちに強く認識させたに違いない。

ただし、「取入物最中」のため都合が悪いと、雨天の日まで御機嫌伺いを順延するという柔軟な対応もとられていた(明治十二年一〇月一日・二六日条)。儀礼行為のみにとらわれていたわけではなく、あくまでも実際の

表1 「八雲日記」旧藩主家に関わる記事

和暦(西暦)	月 日	記 事
明治11年 (1878)	10月21日	午前板蔵ニ集会、御機嫌伺之日限ヲ定メ、毎月一日・十五日・入暑・入寒・一月一日御祝義申上之筈
	10月21日	十月十三日今同三十一日迄之菜料ヲ渡シ、到着之際売払物品之代価ヲ六ヶ月賦上納之事ニ取極、十月分ヲ受取ル
	11月2日	午後物品売払・野菜料ヲ渡ス
	11月14日	午前一同御誕生之御祝儀(義恕誕生11/1)申上、明定日御機嫌伺今日ニ引揚、御機嫌奉伺候、此日老公ヨリノ御伝言ヲ伝へ...
	11月23日	明日三位公御忌日ニ付、蛙二頭御備ノ為、(山田)長三郎ヲ購求ス
	11月24日	故従三位公御忌日ニ付、(井上)文治初浜ニ至リ、魚類野菜類ヲ購求シ来ル、各自ヨリノ備物モアリ、植松稔ヲ祭主トシ、高木任邦宅ニテ御祭事ヲ執行、一同拝礼、献詠モアリ、此日知行馬ヲ購求ス(打毬興行)
	12月1日	今日午前、例之通一統(吉田)知行宅へ出頭、御写真ニ拝謁、御機嫌相伺
	12月20日	早天、(角田)弘業方ニテ野菜料ヲ渡シ、十一時頃ヨリ知行方ニ集合、御機嫌奉伺、引続き兼テ東京ヨリ御達之通、一同無異到着ニ付、御酒肴被下置
明治12年 (1879)	1月1日	午前八時ヨリ(吉田)知一郎へ一同集会、従一位様御始へ御祝儀申上候事
	1月2日	年始御祝儀申上之書状、東京へ差立ル
	1月15日	前九時頃ヨリ一同集会、御機嫌ヲ伺フ、此日晨若公義禮与籍面御書改之義御願相済候旨東京ヨリ通報アリシニヨリ一同へ伝達
	1月18日	午前、弘業・(服部)正綾ト集会、一月後半月分菜料ヲ渡ス
	2月1日	午前八時頃、一同集会、御機嫌ヲ伺ヒ、且名古屋東照宮ニテ移住民無異勉強祈念ノ祝言ヲ拝聞、御札ヲ各戸ニ渡ス
	2月1日	本月前半分野菜料ヲ渡ス
	2月15日	午前八時ヨリ一同知一郎ニ集会、従一位様御始へ御機嫌奉伺候
	2月15日	二月後半月分野菜料ヲ渡ス
	3月1日	午後九時頃ヨリ一同集会、御機嫌奉伺、御写真拝礼、終テ三月前半月野菜料ヲ渡ス
	3月15日	此日、例日御機嫌伺之日並ニ候処、ソリ引之都合ニヨリ午後集会之筈
	3月15日	午後一同集会、御機嫌奉伺候
	3月15日	三月後半月分野菜料ヲ渡ス
	3月16日	中川(庄太)ヨリ知行へ一包...右中川ヨリ包之内ニ知行へ被下之海苔アリ、其外小瀬(新太郎)・井上(喬)・鈴木高美等ヨリモ海苔初到来
	3月19日	恩賜之海苔、十五戸へ配当ス
	4月1日	午後、御機嫌伺相済、野菜料相渡ス
	4月15日	午前、一同集会、御機嫌奉伺候事
	4月15日	兼テ申来有之候大小区病院入費一同ヲ取立、并本月後半月野菜料ヲ渡ス
	4月30日	御神靈仮御安置之場所、板蔵階上之心組ニテ掃除ヲナス
	5月1日	早天、正綾・(植松)稔、知行ト水野忠順宅ニ至リ、御歴代御神靈ヲ御函ニ遷シ、熱田御分靈トトモニ板蔵二階ニ仮遷坐、御酒御備取計
	5月1日	一同集会、御機嫌奉伺候、終テ本月前半月分野菜料ヲ渡ス
	5月19日	午前、雨天ニ付一統集会、御機嫌奉伺候
	5月19日	角田弘業へ御托ノ初年渡航費被下、及ヒ米菜料半年延期之義一同へ通知
	6月5日	午前、野菜料ヲ渡ス
	6月15日	今日者札幌神社御祭礼ニ付、一同板蔵へ集會之上、御分靈へ御備物之上、御機嫌奉伺、過日長万部戸長三井(勝用、旧会津藩士)ヨリ到来之酒并牡丹餅ヲ一同へ出ス
	6月15日	六月後半月野菜料ヲ渡ス
	7月1日	午前集会、御機嫌奉伺、本月前半月野菜料ヲ各戸ニ渡ス
	7月4日	東京ヨリ書状到着之處、義禮様御義去月十七日從五位宣下、即日御婚礼・御元服相成候付通知アリ、仍テ一同へ御スルメ・御酒被下候筈候
	7月23日	東京ヨリ之電信アリ曰、義禮公廿日御出発、函館へ御来港云々、...植松稔・服部正定ヲ以テ御馳走懸リトシ、諸色取集初ヲ負担セシム
	7月23日	夕刻、三九郎来ル、学校御旅館ニ付、落成方并井戸早々出来方等夫々厳敷申談ス
	7月24日	午後、函館中川ヨリ之電信着...義禮公ハ未御到着不相成ト
	7月25日	義禮公御巡廻ニ付、一統掃除等勉強
	7月26日	義禮公御待受ノ為太田・志水・山田・服部・吉知、学校入口ノ道路ヲ造ル
	7月26日	義禮公、一昨廿四日午前十時益御機嫌克御着帆之處、流行病ニ付消毒法取行ニ付未御上陸ニハ不相成、...
	7月30日	井上喬ヨリ書状着、従五位様廿九・三十日之内御出発之旨通知アリ、仍テ専ラ御待受ニ取懸リ、稔・正定・知行諸器械運送
	7月31日	此日、清七初四人津輕二人ヲ雇ヒ、学校近傍掃除ヲナス

和暦(西暦)	月 日	記 事
明治12年 (1879)	7月31日	服部幡吉・同綾三・岡野頼隆、道路掃除
	7月31日	従五位様(義禮)、明日・明後日之内、御着坐可相成趣ナリ
	8月1日	従五位様御迎之為、知行・正定出發セントスルニ当リ、函館ヨリ電信アリ曰、函館丸二日午前六時着船スト、仍テ御迎ヲ止メ、移住人待受之為浜ニ行
	8月1日	午後五時頃、山越内ヨリ土人走り来リ曰、義禮様唯今御着ナリト、則各戸ニ報シ、知行馬ニ乗殆ト浜ニ達セントスニ当リ御行合之上、則御迎申上…御供井上喬・荒木忠告・津田竜・原田保智、中川御先導、従五位様御初至テ御安康ナリ
	8月1日	夕刻、一同拝謁
	8月2日	前十時頃、知行御旅館ニ来リ、無異着境言上後御乗馬ニテ浜ニ被為成、着之者見舞、土人之体裁等御覧之上御帰館
	8月2日	後四時過ヨリ御乗馬ニテ有楽府川辺御巡覧之上、知一方御小休、板蔵へ立寄之上御帰館
	8月3日	午前従五位様、昨年移住之十五戸御巡覧、耕地モ同様、相済デ有楽府川鱒漁御覧後、一時三十分御帰函(館)
	8月4日	午前十時ヨリ移住人戸主一同被召寄、拝謁之上夫々へ被下物アリ、引続キ御酒肴ヲ賜リ、午後三時頃退散
	8月4日	午後四時ヨリ老年之男女被召寄、御茶御菓子被下、別ニ金五拾銭ツ、被下、暫時御咄申上退散
	8月5日	今日従五位様、鷺ノ巢御巡回ニ付、(佐治)静雄・操・幡吉・綾三・清七連三人ヲベ長松外ニ長三郎人夫壹人ヲ召連草刈ニ行ク
	8月5日	従五位様午前九時御出發、御供喬・知行・忠告・庄太・保智・正定、後一時御帰函(館)
	8月7日	(義禮)午後、浜ニ被為成、移住人水泳御覧
	8月7日	(義禮)学校前荒起御覧
	8月8日	(義禮)午後、学齡之子供ヲ召、美濃紙・筆墨ヲ賜フ
	8月8日	(義禮)夕刻、移住人撃剣御覧
	8月8日	(義禮)長三郎初へ被下物アリ
	8月9日	明日御出立ニ付、友前(友禅)等取調差上
	8月9日	午後三時過、角弟(角田彦彦)・佐治(為泰)・高木(任邦)ノ三氏へ被下物アリ、其外御滞留中骨折候者数名ヘモ同断
	8月9日	午後四時ヨリ一同ヲ召シ御離盃ヲ賜フ、此時間墾地ノ事ニ付、後來各自勉強、就産ノコトニ付懇々命アリ
	8月10日	午前八時頃御荷物等夫々ニ御片付ノ上、益御機嫌克御出發、知行初四十五六名由追迄御見送り
	8月13日	一同へ 義禮公御沙汰ニ、當場後來開墾ノ功ヲ奏スルハ勉強ニアリ、若不勉強ニシテ此事業ヲ誤ラハ、真ニ笑ヲ天下ニトルノミナラス、当道ノ進歩ヲ閉キ候次第ニ付、公ニモ飽迄御見シ被下候思ニ付、一同ニモ此上一層勉強候様与之趣ヲ申達ス
	8月17日	午後、本月中前後合テ野菜料等学校ニおいて相渡ス
	8月18日	本日ヨリ学校開業
	9月1日	今日御機嫌何日之処、吉田(知行)出函中、且学校モ製麻中旁見合せ之事
	9月4日	五位様(義禮)益御機嫌克、函館ヨリ玄武丸ニ而去二日午後四時御発艦被遊候旨申来
	9月15日	午前、学校ニ於テ一同集会、御機嫌奉伺、引続キ板蔵売払
	9月15日	此日、九月野菜料ヲ渡ス
	10月1日	午前、学校ニ於テ御機嫌伺相済、野菜料ヲ渡ス
	10月15日	御機嫌伺当日之処、取入物最中ニ付、雨天之日迄延引之義布達
	10月16日	今日雨天ニ付御機嫌伺、并十月後半月分埜菜料等相渡
	10月31日	弥明一日、神靈学校へ仮御遷坐ニ付、一同手配ヲナス、神官土岐冬麻呂、補助植松稔、其外伍長并独身ノ者ニテ夫々手伝之筈
	11月1日	午前八時頃、土岐冬麻呂初、於板蔵神酒ヲ備へ祝詞ヲ挙ケ、終テ学校へ御遷坐、御備物相済祝詞ヲ挙ケ一同拝礼、神酒ヲ賜リ、終テ各戸婦女子ニ至ル迄拝礼、神饌ヲ各戸ニ分配
	11月3日	天長節ニ付、一統学校神靈へ拝礼、此日休暇
	11月15日	午前、学校へ集会、御機嫌奉伺候事
	11月15日	本月後半月野菜料ヲ各戸ニ渡ス
	11月21日	来ル廿四日、故従三位公(義宜)御祭日ニ付、打球興行之筈ニテ、午後太田控地ノ内ニテ仮リニ馬場ヲ拵フ
	11月23日	打球馬場一同修営
	11月24日	故従三位公御祭日ニ付、午前一同学校へ集会、御備物等取計参拝、午後一時頃ヨリ打球興行、夕景ニ至リ終ル
	12月1日	定日ニ付、御機嫌伺之上、野菜料ヲ相渡ス
	12月1日	東京へ献上之大小豆、両三日中板蔵へ持参之義一同へ通知
	12月10日	旧移住人十五戸ヨリ大小豆各式升ツ、東京へ献上之筈ニ決定、今日取集メ三斗俵ニ荷造、及ヒ角弟彦ハ献上之麻共相廻候旨東京へ通知
	12月11日	献上之大小豆ハ、知行乗馬ニテ駄送、取斗候事
	12月15日	午前、於学校例日御機嫌伺相済、野菜料ヲ渡シ、用材伐採望之者ハ明日中申出候様通知
	12月20日	各戸収穫物調査取集メヲナス

和暦(西暦)	月 日	記 事
	12月24日	午前、学校ニ到り各戸収穫取調
明治13年 (1880)	1月1日	午前、一同学校ニ集会、従一位様御初へ年始御祝義申上候事
	1月12日	東京愛知送り塩鮭等廿三個積込ム
	1月15日	午前、一同学校へ集会、御機嫌奉伺候
	2月1日	午前、学校へ集会、御機嫌相伺候
	2月8日	…旧移住人十五戸大小豆献上ニ付、海苔三状ツ、被下之報知アリ
	2月10日	午後三時ヨリ一同学校へ集会、一同無異ヲ祝シ一酌ヲナシ懇親ヲナス、夜十時頃一同退散
	2月15日	午前学校へ集会、御機嫌奉伺候
	2月16日	東京御邸ヨリ旧移住人十五戸へ大小豆献上之為御挨拶被下之海苔三十状、諸向ヨリ移住人中へ送ル海苔書状等着
	2月16日	客年義禮様御廻廻之節御願候御書到着、并伊藤信旧へ被下之御束々到着
	2月17日	御書・海苔等各戸へ分配
	2月20日	午後、野菜料ヲ渡ス
	3月1日	午前、学校へ集会、御機嫌奉伺候
	3月15日	午前、学校へ集会、御機嫌奉伺、引次本月分野菜料ヲ渡ス
	3月25日	東京ヨリ農業雑誌・開拓雑誌各一冊来ル、右ハ従五位様(義禮)思召ヲ以テ御回送之旨
	4月1日	学校へ集会、御機嫌奉伺候
	4月14日	佐治為泰・永田健義、委員多忙中之節之手伝相動候様東京ヨリ御達
	4月15日	学校へ集会、御機嫌奉伺候
	4月15日	五月一日ヨリ御機嫌伺之義、農業繁忙之時ニ付雨天之筈通知
	5月1日	学校へ集会、御機嫌奉伺候
	5月15日	午後、郡長雜賀重村来訪、当地一村立之義談話、場内見分之上帰ル
	5月20日	明日熱田祭ニ付、御備之魚類等購求之為知一山越内ニ行
	5月21日	午前九時頃、一同学校へ集会、御備物等取調、十時過ヨリ御備物取計、祝詞之上一同拝礼、十二時頃退散、御祭事無滞相済
	5月22日	午前、学校へ集会、御機嫌奉伺候
	6月1日	東照宮御祭日ニ付、器械方休業
	6月8日	午後、学校ニ集会、御機嫌奉伺候
	6月8日	養蚕中御機嫌伺候義、毎月一日・十五日知行方へ一伍中ヨリ壱人ツ、出頭之筈
	6月15日	午前、各伍長知行方ニテ御機嫌奉伺候
	6月26日	午後永田ニテ本月分菜料月給ヲ渡ス
	6月30日	大祓ニ付神殿へ拝礼
	7月1日	一伍ヨリ壱人ツ、御機嫌伺トシテ集会
	7月15日	各伍ヨリ壱人宛出頭、御機嫌伺、次ニ当月野菜月給相渡
	8月17日	午後、学校へ集会、御機嫌奉伺、左之件々協議(以下、略)
	9月11日	午前、学校へ集会、御機嫌奉伺、博覧会惣代人投票之上、伊藤信旧へ決定
	9月29日	明後一日、仲秋御祭事執行之筈ニ付、一同へ通知、学校休業方植松へ申通ス
	10月1日	仲秋御祭典於学校取営、午後打毬興行
	10月5日	永田健方ニテ九月十二ヶ月分菜料月給相渡ス
	10月10日	東京ヨリ去月廿七日出郵便着、従一位様御願之通御隠居、従五位様御家督被仰出候旨報知有之、一同へ通知
	10月21日	明日、学校ニ於テ御家督之御祝儀申上、御酒饌被下置候筈
	10月22日	午後三時ヨリ一同集会、御隠居・御家督之御祝義申上、引続御酒肴ヲ賜フ
	11月1日	午前、学校ニ於テ御機嫌伺之処、知行不快ニ付弘業取扱
	11月2日	明日、天長節ニ付、一同へ御酒肴料被下筈ニ付、永田健方ニテ可受取旨通知
	11月3日	天長節ニ付一同休業
	11月14日	東京・愛知ヨリ郵便着之処、義信様御不例之処、終ニ御死去(11月5日)之旨報知アリ
	11月15日	午前、学校へ集会、御機嫌奉伺、引続左之件一同へ通知(以下、略)
	11月21日	来ル廿四日 故従三位公御祭日ニ付、夫々手配ヲナス
	11月24日	故従三位公御祭典、於学校執行、一同集会
	12月1日	午前、学校へ集会、御機嫌奉伺候、引続十一月十二ヶ月分菜料月給等ヲ渡シ、本年収獲之物品献上之義相談
	12月4日	午後、献上之大小豆板藏へ取集メ、都テ小豆九斗、大豆六斗、吉田八郎俵拵ヲナス
	12月5日	鮭魚捕獲、…此内ニテ献上之寒塩引製造之筈
	12月15日	午前、学校へ集会、御機嫌奉伺、引続左之件々一同へ通知(以下、略)
	12月31日	午前、旧新ヨリ壱人宛惣代トシテ歳末之御祝義申上候

農作業や労働を優先していた。そもそも旧藩主である慶勝が、開墾事業の進展に期待をかけているのである。

そして、御機嫌伺いの日取りが変更になったら、その都度東京の家扶に報告していた。⁽⁴²⁾ 明治一三年四月一五日条にある、農業繁忙期の際には御機嫌伺いを雨天の際に実施することに関しても、前年の書簡で「定日御機嫌伺之義、農業繁忙之期節ニ相成、昨日七重ヨリ耕場一組出張ニ付テハ、手伝モ有之旁、後來公定日已後之雨天ヲ以テ奉伺候筈決定候間、此段御承知置有之度候也」と、事細かに家扶に報告し、承諾を得ていたのである。明治一四年一二月からは、毎月一五日を休業日と定め、同日に「事務所」(八雲小学校に付属した開墾地事務所)において御機嫌伺いして、「御写真」に拝礼するようになっていた。

このように、移住士族にとつて、旧藩主たる徳川慶勝は、実際には地理的に遠く離れた地で暮らしていたとしても、精神的には極めて近いところにおいて、常に意識する存在であったと見なせる。東京や名古屋では、家職は別にしても、旧藩士族が定期的に当主(旧藩主)に拝謁することはなかった。こうしたことから、新天地の八雲は旧藩の秩序が連綿と続いていた、いや移住士族の身分・階層差が原則的には存在せず、対等関係であったことを踏まえると、旧藩時代における家臣の序列とは異なる新しい秩序が、旧藩主を核に創生されたと評価することもできるのである(なお、御機嫌伺いをしたのは男性移住人のみであったと想定される。神霊の遷宮式など特別な場合に限る、「婦女子ニ至ル迄拝礼」[明治一二年一月一日]している)。

(二) 献上と下賜

徳川家への献上については、移住前の「郷約」のなかで、「各自産業相立タル上ハ、報酬ノ挙ナカルヘカラス、仍テ其地産出ノ物品多少ヲ論セス献納ノ方法ヲ設クヘシ」とあるように、移住士族たちは産業実績の報告を兼ねて、徳川家に産物を「献納」する意思を示していた。「郷約」では、産業確立の暁には報酬がある可能性も示唆されていた。

表1の「八雲日記」に出てくる献上で注目すべきは、明治一二年一二月一日条にある「献上之大小豆」である。これは初めて入植した「旧移住人十五戸」(第一次移住人)によって取りまとめられ、東京の徳川家に献上することに決定した。この時、第一次移住人の一人角田弟彦は、自身と妻苗が製造した「献上之麻」も同梱したという(明治一二年二月一〇日)。⁽⁴⁵⁾ これに対し、徳川家からは「海苔三状ツ、」が「旧移住人」に下賜された(明治一三年二月八日・一六日条)。

注目したいのは、明治一二年一二月においては、既に第二次移住人(四戸・単身者四名、同年八月に入植)がいたにも拘わらず「付表」、彼らは献上者に含まれていなかったことである。もともと第二次移住人たちは、開墾場に入って日も浅く、大小豆を栽培したわけではなかったため、ある意味当然なのであるが、移住士族全体で献上していなかったところが興味深い。⁽⁴⁶⁾ 明治一五年には、前年に移住した第四次移住人(「大新」居住者)から、「収穫品」(品名は不明)の献上があったので、当初は移住年ごとに収穫物を献上し、徳川家に成果報告していた模様である。⁽⁴⁷⁾

この点、移住年ごとに移住人を区別していたことは、「午前、新旧ヨリ

耆人宛惣代トシテ歳末之御祝儀申上候」(明治二年二月三一日条)と、「惣代」を分けていたことからうかがえる(この場合の「新」は第二次移住人のこと)。表1には示していないが、「八雲日記」を繙くと、「新移住人」「新移ノ人」「旧移住人」という記述が散見されるので、いつ移住したのかは、重要な指標であったのだろう。そうすると、移住士族たちは開墾に臨む目的意識は共有しつつも、移住した年ごとに括られ、それによって意識の違いが発生する可能性もあったといえる。なかでも第一次の「旧移住人」は、誰よりも移住年数が長く、経験も豊富であったことから、創業の第一歩を刻んだという誇りを持って、開墾に向き合っていたといえそうである。⁴⁸⁾

献上に話しを戻すと、大小豆だけではなく、鮭を献上していたことにも注目したい(表1、明治二年一月二日・二月五日条)。これは、慶勝が鮭を「御好」で、明治一年末に移住地に注文したことがそもその切っ掛けであった。⁴⁹⁾しかし、この時は既に時期外れで遊楽部では手に入らなかった。結局、この年は函館から仕入れて東京に献上し、その後毎年遊楽部川の鮭を贈るようになったのである。

この大小豆と鮭の献上は、明治二年制定の「徳川家開墾地郷約」において、以下のように明文化された。「我侯家ノ恩恵ニ報スルハ意ヲ表シ、一ヶ年一戸ニ付黒大豆・小豆・扁豆・苳豆ノ内ニテ五升ト、移住人一同ヨリ遊楽府川鮭拾尾トラ、毎年十二月捧呈スヘキコト」⁵¹⁾とある。移住人はこれを「献上豆」「献上鮭」と称したという。こうした習慣は、移住人の親睦会である「和合会」(大正四年(一九一五)結成)においても継承され、戦後も「贈呈」と名を変えて受け継がれていた。⁵²⁾

なお、第一次移住人が到着した後の明治一年末には、委員他一同へ酒肴が下賜されている(表1、明治二年一月二〇日条)。「已来年々耆両度、

当地ニテ日並取極、移住人之輩へ御酒等被下、取計候様との御事之旨、猶見込取調可申上候」と角田弘業の書状にあるので、定期的な酒肴の下賜がなされていた可能性もある。⁵⁴⁾

こうした献上と下賜という年中行事を通じて、東京・徳川家(旧藩主家)と移住地の旧藩士族との結びつきが深められ、「君臣」関係の再生産がはかられていくのである。

(三) 祭祀・慰霊

移住士族たちは、旧藩主家の冠婚葬祭を共有することで、旧藩士族の一員であることを再確認していた。表1には、義恕(慶勝二男)の誕生(明治二年一月一四日条)、義禮(慶勝養子・嫡子、尾張家十八代)の従五位宣下、婚礼・元服(同二年七月四日条)、慶勝の隠退と義禮の家督(同二年一月一〇日条)、義信(慶勝二男)の死去(同年一月一四日条)に関する記事が出てくる。

しかも、板蔵⁵⁵⁾の二階には、尾張家歴代の「御神霊」と熱田神宮の「御分霊」とを祀り、祭祀を執行している(明治二年四月三〇日・五月一日条)。これは、移住前の「郷約」において、「移住地ニ於テ、熱田神宮ノ分社ヲ建築シ、敬公ノ神霊ヲ合祀シ、移住人ノ氏神トシ、協力春秋ノ祭典ヲナシ、敬神報本ノ道ヲ守ルヘシ」⁵⁶⁾と誓約されていたことを根拠としていた。「御神霊」は、その後板蔵から学校に遷座している(同年一〇月三一日・十一月一日条)。

歴代当主の祭祀で特に目を惹くのは、明治八年一月二十四日に一八歳の若さで他界した十六代徳川義宜(慶勝三男、「故従三位公」)の「御祭事」を、

毎年命日に執行していることである。義宜の慰霊は、東京・愛知でも挙行されていることが家職の「日記」等で確認できるが、開墾地（八雲）でも催されているのである。改めて、同地が尾張徳川家の旧藩秩序を移植した地域であったことを確認できよう。

明治一一年の慰霊では、植松稔（のち稲太。国学者・植松茂岳の孫）を祭主として高木任邦宅で「御祭事」が行われ、一同拝礼のうえ献歌もあった。⁽⁵⁷⁾

祭壇は、翌一二年以降は学校に設置された。義宜の祭典には余興として「打球」（打毬）興行も奉納されている。⁽⁵⁸⁾

こうした義宜の慰霊は、移住士族をして旧藩士たる当時の記憶を想起させ、自己を再確認する機会となったのではなからうか。というのは、北海道事業が始まる前にこの世を去った義宜に対しては、慶勝や義禮とは異なり開墾推進という現実世界の利害が絡んでこない。むしろ、維新前後の過去の旧藩の記憶と直接結びつきやすかったのではあるまいか。移住人のなかには、義宜に近侍した者も少なくなかった。⁽⁵⁹⁾

義宜を慰霊する行為は、移住士族の旧藩意識を覚醒させる意味を持っていたと評価できそうである。

三 角田弟彦が見た開墾地の実情

移住士族たちは、みなが同じ行動を取っていたとしても、必ずしも意識が同じであったとは限らなかった。年齢や立場も経歴も区々の移住人たちである。開墾に向けた姿勢も自ずから異なっただろう。とはいえ、移住士族一人一人の意識をその時々で確認していくことは、史料的な限界もあって難しい。⁽⁶⁰⁾

こうしたなかで、第一次移住人の一人である角田弟彦は、移住に関わる日記（胆振日記）を明治一一年（一八七八）以降残していることから、開墾に立ち向かう意識や徳川家への思いを具体的に知ることができる。ここでは、「胆振日記」を中心に、角田弟彦の意識に迫ってみよう。

弟彦については、旧稿でも取りあげ、本稿でも随所に登場してきたが、改めて簡単に経歴を振り返っておく。生まれは天保一一年（一八四〇）、二〇歳代の幕末期には慶勝を支持する尊王攘夷論者として活躍した。明治四年の廃藩後は、愛知郡御器所村（現・名古屋市昭和区）に帰田していたが、尾張徳川家の北海道事業が開始されると、「年来農業ニ御従事、御勉強之聞えも有之」⁽⁶¹⁾弟彦は、慶勝の強い期待を受けて移北を決意するに至る。「我君のみことかしこみ、あら熊のいくまふす野に庵して居り」という歌を詠んだごとく、慶勝の意向を汲んで開墾事業に尽力するなど、慶勝への忠誠心は移住人のなかでもひととき強かった。それは、註（32）で示したように、「八雲村」命名の際の慶勝への思いの深さからもうかがい知ることができる。明治一一年当時は、三九歳の壮年であった。その後、弟彦は大正九年（一九二〇）に八一歳でこの世を去るまで、一時眼病治療などで東京に出向くことはあったものの、原則的には八雲を拠点に第二の人生を歩んでいくのである。

「胆振日記」は、弟彦が折々に詠んだ歌を中心に、毎日の天気や日々の出来事が淡々と綴られた日記だが、ごく稀に弟彦の感情や意識をうかがうことができる記述に出くわすことがある。そしてそれが、開墾地の現状に対する憤懣である場合もあった。

弟彦は明治一三年に「開墾地異見書」を委員である吉田知行に提出し、翌一四年にも開墾地の内情を慨嘆する思いを日記に書き綴っている。ここ

で弟彦が批判しているのは、①開墾主義が徹底していないこと、②士族の遺風を見失っていること、③徳川家開墾場の体裁をなしていないこと、この三つに集約される。⁽⁶²⁾

①弟彦が指摘する開墾主義とは、農業を「本業」とすることで、特に水稻農耕を重視していたことが特徴であった。「開田、水利ナリ」という信念のもと、いまは無理でも函館で秋の収穫が得られるならば、いずれ遊楽部でも、条件が叶えば水稻に期待できるといふ希望を捨てなかつた。にもかかわらず、農業には目もくれず、商法・漁獵に目先の利を計り、牧馬や牧牛に心を奪われることは、弟彦にとって本末転倒なのであつた。しかし、「労する大にして、得る所薄」い農業に挫折し、先を見通せないまま、別の方法で効率よく開墾の成果を出そうとする移住人がいたことも、また事実であつた。そして、農業に専念するにしても、先に目的が見えなければ楽しみがないとして、鉄道会社の株主となつて利益をあげたいとする者も中にはいたのである。彼らは「株主タルハ男兒ノ希望スル処ナレハ」と、夢を語つていた。⁽⁶³⁾ こうした発言は、「百挫して沮ます、千折して撓ます、漸く其業に熟するを得へきなり」と、愚直に農業に専念しようとする弟彦とは、全く正反対の発想であり、行動であつたといえる。

②移住人の中には、徳川家の生活支援に甘んじ、「言行狡黠」「驕奢」「風儀墮落」の悪弊に染まり、自立の目途も立ちがたい者もいた。弟彦は、「心身を労するを止め、農事は御勤め迄に行ひ、飽まで喰ひ、暖に着て、衣食の費用只之を徳川家の倉庫に仰け」と豪語する一部移住人を軽蔑し、士族の風上にも置けないと彼らを鋭く批判するのである。しかも、「此徒蔓延、却て勤儉家を嘲ける」現状に対し、危惧を表明するのであつた。

③弟彦は、徳川家の支援を受けているにも拘わらず、「官府」(開拓使)に

密着しすぎていることを問題視する。開墾主義が確立していないため、牧牛伝習や西洋農具の導入その他で「官吏教師」の言いなりになつており、あたかも「七重分場ノ状況」だといふのである。明治二年に徳川義禮が来場して以降、「東京・愛知ノ使者ノ往復ヲ見ス」といふありさまで、「君家ニ疎濶」であり、徳川家開墾地の「名実」が並び立たないと慨嘆するのであつた。

弟彦は、明治一四年八月二日に「従一位慶勝君御誘導ノ御旨、意ヲ遵奉シ、専ラ農務ニ勤勉シ、漸ク自活ノ途ヲ開キ、殊ニ品行端正ナルヲ聞ク、最モ嘉尚スルニ耐タリ」として、徳川家から金五円の賞与を授けられた人物である。⁽⁶⁵⁾ 維新後、農業一筋で余生を送つていた弟彦にとっては、いかなる風土であろうとも、地の利を活かして農業で身を立てていくことが全てであつた。それが慶勝への忠誠に直結すると信じて疑わなかつた。そして、実際にこうした姿勢が徳川家から嘉賞されたのである。弟彦が開墾地の現状を慨嘆し、憂慮するのも無理はなかつたといえよう。

一方で、弟彦よりも若い世代の独身青年たちは、理想を追求するだけではなく、地理・風土にあつた産業の勃興と育成を模索するなど、現実的で柔軟な対応を見せていた。こうした若い世代に理解を示していたのが、委員の吉田知行であつた。吉田は委員として、何よりも全体を俯瞰して、開墾事業を成功に導かなければならない責任がある。耕牛や西洋農具を駆使して、開墾指導に当たる開拓使技術員の威力を見せつけられると、早速耕牛購入の取り計らいを開拓使出願し、さらに移住人の中から独身者四名(平川鍋三郎・岡野頼隆・都築田鶴松・井上文治)を七重勸業試験場に派遣して、牛馬取り扱いや西洋農具の使用法を習得させるなど(「付表」)、開拓使に依存した開墾方針を積極的に導入していくのである。⁽⁶⁶⁾ 七重勸業試験場で農業

技術を習得した独身青年は、その後「器械方」と称して、大型の西洋農具を用いて、各移住人の開墾事業を支援していった〔付表〕。こうした独身青年と壮年の弟彦とは、目的は共有しつつも開墾方針や手段をめぐって、世代間格差があったことは否めまい。

角田弟彦の主張を見ていくと、委員の吉田知行に対して、批判的な視線を向けていたのではないかと思われるふしがある。そもそも、開墾地が上記のような現状にあるのは、「部長主任者（＝委員）も、又謬拳失策なきを保し難く」と、弟彦は委員の責任を追及しているのである。角田が批判していた鉄道株の購入を、吉田は「鋭気実ニ感心仕候」と好意的なのも対照的であった。

弟彦は、吉田知行が明治一三年頃から進めていた製氷事業についても懐疑的であった。この製氷については、「他人場外ノコトト雖トモ、創業多事ノ際、部長氏（委員）ノ労ヲ罫スルコト幾分ソ、是聊カ舟運ノ便ヲ得ヲ要スルカ為ニスル歟、将タ君家後房ニ縁故者ノ属托事件タルノ故ヲ以テスル歟、少シク疑ヒヲ容サルヲ得ズ」と、「開墾地異見書」の中で指摘する。

「他人場外ノコト」「君家後房（徳川家の奥方）ニ縁故者」云々とあるように、詳細は不明ながらも根深い背景を持っていたようで、吉田は函館商人の川庄太や「高橋・榊原・志水同行、トコタン及砂蘭邊川邊製氷場所見分」に出向くなど、積極的に事業を進めようとするのである。吉田は砂蘭邊川の水を引いて氷を製造し、販売することで利益を獲得しようとするが、弟彦にいわせれば、堤防がない川から水を引いて、万一激しい雨や雪解け水が流出して不慮の洪水が発生すれば、たちどころに水道場は大きな被害を蒙ることになると批判的であった。しかも、こうしたことは、移住人の「衆議」で決定したのではなく、委員の独断と見られていたことも問題視

していた。

こうした中で弟彦は、明治一四年一月に同志とはかつて「松葵会」という有志の会を結成する。同志とは、実兄角田弘業と高木任邦（ともに第一次移住人）、そしてこの年五月に一一家従御雇となり、吉田知行を補佐するよう東京で命を受けて来着した海部昂藏であった。⁽⁷⁰⁾

海部もまた開墾地の実情を見し、思うところがあったのであろう。角田弟彦に共鳴して、移住早々に有志の会に集つたのである。「同心共力、弥々勤儉実行、開墾主義を確守して、寧ろ横議の徒と抗抵攻撃するとも、我が目的を怠らし、と同盟する所」の「松葵会」とは、「旧恩主の鴻図を踏ミ、我士の本分を守て、力に食ミ、力に衣て、以て斯の太平の一方農者たるに恥さらむと欲する」会であり、専ら農業に勤しみ、余業を顧みないという極めて禁欲的・自制的な集まりであった。「松の木陰に立隠れ、葵の露にうるほひて、移りすむ我ら」であることを自覚して、農業に身を尽くし、徳川家の御恩に報いることを第一義としていた。彼らは「謂れナク人ト雑談、閑話ヲ作シ、時間ヲ費ス可ラサルコト」、「吉凶宴会ヲ除ノ外、猥リニ酒食ヲ営ム可ラサルコト」、「吉凶礼物ノ余ハ、音信贈答為ス可ラサルコト」、「庖厨・農耕ニ必需ノモノニ非ル器具ハ、購求ス可ラサルコト」などというストイックな「社則」を定め、無駄な時間をなくして開墾事業に励むことを希求していった。裏を返せば、これとは正反対のことが当時の開墾場に蔓延していたのであろう。弟彦らは「孤城に拠つて、四面敵をうけ、一介の援兵なき」状態であっても、同志と討議を尽くし、約束を結び、浪費を押さえて、一層勤勉していくことを誓約していくのであった。⁽⁷¹⁾

一方、吉田知行としては、移住人の中でこうした有志の会ができるのは、共同体としてのまとまりが崩れかねないと憂えたのではなからうか。

移住人全員を会員とする「攻玉会」を組織し、討議・集会を重視しながら、退廃した氣風を一新しようと模索していった。「攻玉」とは、「他山ノ石以テ玉ヲ攻ク可シ」から命名したもので、他人の振る舞いから、自らの人格を磨いていけるよう、相互に「品行ヲ矯正シ、智識ヲ交換」することを重視したものであった。毎月一日を小会、そのうちの一月・五月・九月を大会とするなど、相互交流をはかる場であった。⁽⁷²⁾もとより弟彦も「松葵会」に参加した直後に「攻玉会」に出席しているので、吉田と正面切つて対立していたわけではなかった。

もっとも、「松葵会」や「攻玉会」といったサークルができたとしても、一度蔓延した退廃の氣風を一掃することは難しかったといわねばならない。明治一六年には、委員であった吉田知行が家令に任せられ、開墾場をあとにし東京に向かった。これにより吉田は、委員の後任者から開墾事業の報告を受ける立場となった。吉田の後任となったのが、角田弟彦に同調していた海部昂藏であった。その海部は、明治一六年四月、「救助主義ヲ廢除スルコト」、「懶惰者ヲ沙汰スルコト」、「新タニ移住人ヲ募ルコト」、「器械取扱人ヲ解免スルコト」、「家令扶巡視ノコト」といった開墾場の改革案を提出している。⁽⁷³⁾

結果、海部の提案は徳川家において採用され、移住士族の独立を促進するため、生活費などの補助一切が打ち切られることとなった〔付表〕。ここに、徳川家の開墾事業は新段階へと入っていく。あたかも、吉田委員を中心に、徳川家の援助を受けつつ、開拓使からも直接支援を受ける事業から、経済援助をなくして移住士族たちの独立・自立心を覚醒させようとする路線への転換でもあった。怠惰者は即刻退場処分にすべしという厳格姿勢である。折しも、開拓使官有物払い下げ事件を経て、開拓使は明治一五

年二月八日に廃止され、北海道の国家経営は曲がり角に差し掛かっていた。開拓使の支援が得られないことを受けて、徳川家が海部昂藏のもとで改革に踏み切ったという見方もできる（実際の改革は三代委員となった片桐助作のもとで実行された）。こうした海部路線に、角田弟彦も共鳴していたことは言うまでもなからう。

四 開墾場に向けた旧藩主家の視線

(一) 徳川慶勝の場合

最後に、旧藩主家が開墾場や移住士族にいかなる意識を抱いていたかを見ていこう。

まずは徳川慶勝の意識である。慶勝については、前述のごとく旧藩主と華族という両側面を持ちながら、開墾事業に臨んでいたことが明らかである。こうした姿勢は一貫しており、晩年に移住士族に下した直書にも以下のように書き付けられている。以下の書付は、旧稿でも指摘したが、誤記があつたので改めて修正のうえ引用する。⁽⁷⁴⁾

其開墾地之義、撮初予等資金を抛、有志諸士恒産ヲ興スノ基趾ト爲シ、漸進テ国家之公益を図トスルノ主旨有之候処、如聞近來殆純然たる一之救恤場と看做し、還独立自営之道を求ムルモ精神ニ薄、従事業モ亦未沛然振張之徴候ヲ不見候段、大ニ予ノ初志背、甚遺憾ニ不堪候、仍自今我諸士該業ノ、単ニ救恤之意ニ出ルニ非サルヲ了知シ、彼依頼怙恃念慮絶、真自衣自食、各々一家之産業ヲ確立シ、則此地開墾之標準と為テ、以其声誉ヲ不墜、深所期望候也

慶勝

慶勝が、士族授産の先に「国家之公益」に寄与しようと企図していたことは明白である。しかし、未だ開拓の道のりは遠く、単なる士族の「救恤場」の域を出ていない現状に対し、「甚遺憾」と歎いている。註⁽⁷⁶⁾林善茂前掲論文で指摘されたように、「明治十七年に至るものなお移住人各戸が生計を自立するにたるだけの生産力の発展には程遠いものがあつた」状況下では、慶勝の思いを早期に実現することは難しかったといわねばならない。徳川家の生活支援に甘んじて、開墾事業に専念しない移住士族がいるのであればなおさらである。

「如聞」とあるように、この書付は、先に見た海部昂蔵の「開墾地改革案」に接し、開墾地の実情を把握した慶勝が発したものと推察される。⁽⁷⁵⁾そうすると、明治一六年四月以降に慶勝が執筆し、四月二三日に東京から帰郷した海部昂蔵によって、五月一日に移住士族に公表されたものと想定される。角田弟彦「胆振日記」明治一六年五月一日条には、「従一位様御直書拝見」とある。この時、慶勝の北海道事業にかける深謀が、移住士族全員に伝わった。

その八雲村に衝撃が走ったのが、この年の八月四日であつた。「胆振日記」によると、「去る二日午前四時、従一位様御逝去之旨昨三日電報来る」とある。慶勝死去(六〇歳)の報せであつた。⁽⁷⁶⁾弟彦は「実ニ驚歎之至り」と書き記し、移住人一同が「事務所」に集合して「御悔」を述べた。五日、移住人惣代として海部昂蔵が東京に向け出発、その後、八日午前五時に大久保村(現・東京都新宿区)にある西光庵に、慶勝の遺体を神式で埋葬する旨電報が届いた。八日当日、弟彦は朝早くに上下を着用し、庭へ出て遙拝して以下の二首を詠じた。

一とせの罷り申しの御面影只めのまへにましける物を

なく涙おほくは大路君か代の果のおなりは今日のいまかも

一首目は、一年前の明治一五年、義父植松有園(妻苗の実父)の危篤の報せを受けて東京に出向いた際、十一月一日に慶勝に拝謁したことを想い返しての歌である。⁽⁷⁷⁾弟彦のまぶたには、在りし日の慶勝の姿がしっかりと焼き付けられている。二首目は、慶勝の先立つた実子・義宜が眠る大久保村の西光庵に、慶勝が今まさに向かっているさまを詠んだ歌ではなからうか。

死の四日前、慶勝は北海道開墾に尽力した功績が顕著であるとして、藍綬褒章を授与された。⁽⁷⁸⁾〔付表・口絵5〕。

日本帝国褒章之記

従一位勲二等徳川慶勝

明治十一年中、北海道胆振国山越郡山内村字遊楽部ノ地百五十万坪下付ノ許可ヲ得、旧名古屋藩士族ヲ移シ榛莽ヲ闢キ、専ラ農桑ノ業ヲ執ラシム、茲ニ五年金額ヲ消費スル式万余円、財本ヲ惠貸スル五万余円、為メニ恒産ニ就クモノ百有余戸、田ヲ得ル百余町歩、遂ニ八雲ノ一村落ヲ成スニ至ル、其成績著明ナリトス、依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ、其善行ヲ表彰ス

明治十六年七月廿八日

藍綬褒章とは、産業振興や公共事業における貢献に対して、国家から贈られる褒章である。慶勝にとつての八雲開墾は、本人にしてみれば未だ十分な成果が顕れない中途半端な状況であつたろうが、資本を投じて旧藩士族の救済に尽力し、産業育成に努めたことを、「成績著明ナリ」と明治国家から認定されたのである。ここにおいて、慶勝が推進した北海道事業

は、成功⁷⁸を取めたものと八雲開墾史の中に刻まれたのである。

その後、慶勝の命日には八雲村で慰霊祭が執行されていくのだが、その十年祭に当たる明治二六年六月、慶勝の御遺物を御霊代として下付して欲しいと八雲村総代・吉田知一（父は吉田知行）から徳川家家令・中村修宛てに歎願書が提出された。「本村御創業ノ御神」である慶勝を、「永世ノ守護神」として祀りたいとする願いである。⁷⁹その願いは聞き届けられ、同年七月三十一日、慶勝の分霊が八雲神社に鎮座することとなる。慶勝は自ら着手に踏み切り、「諸士恒産」から「国家之公益」を理想を抱いた新天地八雲の地で神として祀られた（口絵6）。

慶勝が国許の名古屋よりも先に、八雲で神として祀られたのは、「御創業ノ御神」である慶勝と八雲との深い結びつきを物語るとともに、明治以降の名古屋と慶勝との関わりを考えるうえでも、大変興味深い現象といえる。⁸⁰

（二） 徳川義禮の場合

次に、慶勝の養嗣子であった徳川義禮の意識・行動を見ていこう。

第二章で見たように、義禮は生涯で四回八雲の地を訪れている。そのうち、明治一四年八月に来場した際は、同月二〇日に移住人一同へ「御演説」をおこなっている。この「御演説」は、書き取られて一〇月三日に東京から開墾地へと送付された。⁸¹演説の内容を書き取ったものが、「八雲村諸子ニ告ク」である。概要を示すと、「旧誼ヲ全フシ、各自ヲシテ産ヲ興シ、子孫永遠ノ基礎ヲ固フシ、以テ士族ノ体面ヲ汚サ、ラシメント欲スル」と述べるように、「家君」である養父慶勝に代わって、その意向を伝

達したものであった。したがって、当時義禮は十八代当主となっていたものの、いまだ一九歳で、独自の意識や発想はそれほど全面には出ていなかったといえる。一方で、アメリカ移民であるピューリタン（清教徒）のたどった事蹟・歴史を紹介して、移住人に「独立独行」や「協同一和」の精神を説いたところに、義禮の個性も見出すことができる。⁸³

とはいえ、慶勝が藍綬褒章を授与されたあとに義禮が発した声明をみて、「先考ノ遺志ヲ継キ」と述べるなど、慶勝の意向を受け継いで事業展開することを宣言していたので、⁸⁴開墾における自身のオリジナリティを積極的に打ち出していたわけではなかった。もっとも、ここで「我皇国臣民中、華族ハ無上ノ聖恩ニ浴シ、特殊ノ榮顯ヲ占ム、豈之ニ奉答セスシテ可ナランヤ」と、華族としての自覚も語っていたことは無視できないように思う。⁸⁵

折しも、八雲開墾事業は徳川家からの生活援助を打ち切り、移住士族の自主・自立を促す改革が断行されようとしていた。⁸⁶

こうしたなかで、明治一七年九月二〇日に義禮は英国留学に立出する（付表・図3）（家令の吉田知行と家扶・委員の海部昂蔵は、義禮に随行した。委員は海部に代わって片桐助作が三代目となった）。留学に先立つ六月九日、吉田知行は八雲村を訪れ、義禮の演説書を移住士族に披露した。⁸⁷

余、将ニ今年本国ヲ発シテ三年間、海外各国ヲ歴遊セントス、故ニ本年其地ニ行テ諸士ノ健全ニシテ業務ヲ為スヲ見ル事能ハス、実ニ遺憾ナリ、然リト雖トモ、余ノ海外ニ遊ブハ則一ハ後年聊カ国家ニ尽サン、トシ、二ハ歴遊スル各国ノ農業ヲ視察シ、吾八雲村ニ聊裨益スル所アラントス、然ラハ則チ諸士モ亦三年間余ヲ見サルヲ以テ憂ト為サス、事業ノ進歩ヲ見サルヲ以テ憂ト為シ、孜々トシテ益業務ヲ勉励センコ



図3 徳川義禮とその一行渡欧前の写真

左より海部昂蔵、徳川義禮、吉田知行
(鈴木信吉編輯・発行『一電詩稿』上編所収)

トヲ希望スト云爾

海外留学の目的を、第一に「国家」に尽くすこと、第二に各国農業を視察して八雲村に還元することにあると明言している。八雲村の農業振興を通じて、国家貢献を展望していることは歴然である。そのために、八雲村に以下二点の要望をあげていた。⁽⁸⁸⁾

第一、闔村和ヲ以テ主トシ、天時地利ニ従ヒ、愈進取ノ氣象ヲ振起シ、年一年ヨリ盛大ナラシメ、余力アラハ漸々耕地ヲ広ムヘシ、且ツ又吾八雲村ノ曾テ得タル函館県下ノ最大盛開墾地ノ名ヲ失ハサルヲ要ス

第二、各処ニ散在セル華族・諸氏、或ハ諸会社等ノ開墾地ニシテ盛大ナルヲ見テハ、之ニ及ヒ、之ニ超過センコトヲ欲シ、其之ニ及ヒ、之ニ超過スレバ、又其之レヲ失ハンコトヲ謹シムヘシ、又其已レヨリ幼

少微々タル者ヲ見テハ、毎リ輕ロンスルコト無ク、如何シテモ彼ノ及ブヘカラサルヤウ務ムヘシ、故ニ事ニ於テ不同ト雖トモ、竟ニ於テ同シキ語ヲ得タレバ、敢テ書シテ諸士ニ示ス、諸士幸ニ余力意ノ在ル所ヲ察セヨ

第一に、「進取ノ氣象」を奮い起こし、可能であれば耕地をより広大にすることを希望し、第二に、北海道に散在する華族や諸氏、諸会社の開墾地を見ては、それを追い越し追隨を許さないようにと尽力を求めたものである。⁽⁸⁹⁾ここでは、旧藩主家の当主として移住士族を救済しようとする発想よりも、むしろ八雲村が一丸となって開墾事業に邁進し、富国の一端を担うことを期待していた。まさに華族意識に裏打ちされた発想といえるであろう。折しも、明治一十七年七月七日には華族令が公布され、義禮は叙爵内規によって「侯爵」に叙せられた。義禮が海外留学を決断したのも、華族令の影響もあったであろう。八雲開墾事業も、義禮をめぐる環境の変化によって位置づけが大きく変わっていくものと見通したい。

實際徳川家は、移住士族への直接的な生活支援を止め、農業経営の基盤となる共同商会の設立や「付表」、備荒貯蓄の強化など、間接的な支援に切り替えていった。明治二二年には、徳川家による支援が一切打ち切られ、開墾地の経営は移住士族の自治によって遂行されることとなった。

こうしたなか、移住士族たちの精神的な拠り所として、明治二六年に徳川慶勝の御霊代が八雲神社に鎮座するのは、象徴的な出来事であったと位置付けられる。

一方、留学から帰国した義禮は、山越内村字野田生^{のだおい}(現・八雲町野田生)や、亀田郡大野村(北海道北斗市)など、近隣地域で官有地の払い下げを受け、新たな土地を取得していたが、遊樂部で移住士族の自治が始まると、

新たに愛知県出身の農民を小作人として野田生に入植させ、直営の開墾事業を推進していった。ここで意識されているのは、侯爵家(華族)としていかに自身が国家に貢献するかであったに違いない。

開墾地は、その後、明治四五年に「徳川農場」と改称され、小作制華族農場として事業展開していく。そして、戦前においては「八雲移民地の建設は今日より回顧すれば、確に大きな成功であった」と評価され、満洲移民とその開拓の参考に供されるなど、八雲の町づくりにも大きな影響を及ぼしていったのである。

おわりに

明治一八年(一八八五)、参議伊藤博文の命で北海道三県(函館県・札幌県・根室県)を巡視した金子堅太郎大書記官は、その復命書において以下のように述べた。⁹¹⁾

各府県ヨリ該道ニ移住シテ、農業ニ従事シタルモノ、其数蓋シ少シトセズ、而シテ今日能ク生計ヲ営ムコトヲ得テ、将来大ニ望ヲ囑スベキモノ、果シテ幾干カアル、只札幌県下紋竜村ニ在ル伊達旧臣移住地ノ如キ、又函館県下遊楽部村ニ在ル、徳川旧臣移住地ノ如キハ、最も其好結果ヲ得タル世評アリ

幾多の北海道開拓事業の中で、伊達家と尾張徳川家の事業とを「好結果ヲ得タル」成功例として、高く評価した注目の書といえる。その理由として、伊達家の場合は「北海道事業管理局所轄製糖所」の恩恵を受けたことにあると述べる。そして、徳川家の場合は「旧藩主ノ余光ニ拠ルモノト云ハザルヲ得ズ」と「旧藩主」の影響力の大きさを指摘するのである。

北海道八雲開墾における尾張旧藩主家と旧藩士族

本稿で見たように、八雲開墾事業においては、徳川家とともに開拓使の支援もあったことが大きな特徴であるが、客観的に見ると、徳川家の資金援助その他の存在感が大きかったことを印象づけた言といえる。復命書では明記されないが、徳川家のもとに移住士族が結束し、開墾を成功に導いたと評価しているかのようである。もとより「旧藩主ノ余光」のみでは、開墾事業は進展しない。

ただし、年齢、経歴、立場が区々の移住士族が、開墾事業に対して必ずしも一様でなかったことは、本稿で見たとおりである。徳川家の生活支援に安住して墮落し、退場する者もいたことは、これまでも指摘されてきた。

とはいえ、やはり八雲開墾においては、尾張徳川家の存在を抜きに語ることはできない。移住士族が、旧藩主の写真へ御機嫌伺をしたり、先代当主を慰霊追慕し、徳川家に産物献上するなどして、日頃から旧藩主家を意識していたことがそれを明示している。新天地には、「君臣」一体となって事業を推進する旧藩秩序が整えられていた。仮に移住人の出身地が異なっていたならば、徳川家の存在意義も薄れていたに違いない。

こうした移住士族の中では、移住した年によって、意識が異なっていた可能性も本稿から明らかとなった。住居や行動が移住年ごとにまとまっていたことは、協動的・融和性だけではない移住士族の意識形成として重要な側面と考えられる。今後は移住年も意識しながら、開墾事業の展開を位置づける必要もあろう。

特に、第一次移住人は、パイオニアとしての自負心があったことは間違いない。旧藩主の徳川慶勝からも特別に認知され、下賜品を授与されるなど、他の移住人とは待遇が異なっていた。自ずから、旧藩主との距離が他

の移住人とは異なり、心理的に近かったことと推察される。第一次移住人の一人である角田弟彦が、開墾地の現状を憂慮し批判するのも、慶勝への思いの深さゆえであったと考えられる。もっとも、第一次移住人のなかでも、立場や世代の違いによって考え方の差異が生まれるのは、前述した通りである。

旧藩主にしても、事業に着手した晩年の徳川慶勝と、それを継承した青年養嗣子の徳川義禮とでは、八雲開墾に寄せる意識も異なっていた。慶勝は「故旧ノ情誼」から士族授産を推進するも、それだけに留まらず、その先に国家の「公益」に寄与することを想定していた。まさに、旧藩主的立場を軸足としながら、華族の役割も意識して開墾事業に臨んでいたといえる。しかし、自身の思いとは裏腹に、士族授産以上の成果をあげることができなかった。ところが、国家から藍綬褒章を授与されることで、八雲開墾における慶勝の功績が大きくクローズアップされていく。

一方、維新後、尾張徳川家の養子となった義禮の場合は、旧藩士族たちと幕末維新期を過ごした経験の有していなかったという意味において、旧藩士族との「故旧ノ情誼」は本来的には存在しなかった。慶勝の生前は、義嗣子ないし若き当主として、その意向を汲んで事業に臨んでいたものの、慶勝死後は、華族令公布という自身をめぐる環境変化もあいまって、侯爵家として国家貢献の義務を強く意識するようになった。英国留学は、まさにこうした意識を具体化した行動の一つであり、帰国後、農業視察の成果を八雲村に還元しようとしたのは、士族授産のためではなく、八雲から農業立国を目指し、富国へと結びつけようとした行為に他ならなかった。そしてそれは、慶勝が志向していた開墾事業のあり方でもあった。義禮は、慶勝が果たせなかった国家貢献としての八雲開墾を、「大華族」と

して成し遂げようと邁進していったのである。そのために、開墾地周辺でさらに官有地の払い下げを受けて、徳川家の土地を取得、そこに小作人を入植させて、酪農その他の直営事業を推進していった。

小作人は愛知県出身者だけではなく、東北・北陸などからもやって来た。八雲は徳川家と縁のない新住民も迎えて、人口増加が著しかった。

こうして、徳川家による北海道事業が隆盛を迎えようとするなか、大正四年（一九一五）八月、遊楽部移住人を中心とした「和合会」の創立総会が開催される。

「和合会」とは、尾張旧藩士族を中心とした移住人の親睦会である。会の目的が「親睦和合」であること、そして、二代目委員の海部昂蔵が主宰した「和合書院」とが、あわさって命名された恰好である。⁽⁹²⁾

会則第二条に曰く。「本会ハ、我徳川侯力至誠至仁ナル御精神ヲ以テ、士族授産ノ為メ開墾地ノ事業ヲ興シ玉ヒシ高恩ヲ永遠ニ記念シ、且ツ之ニ報インコトラ期スルト共ニ、移住人士ノ親睦和合ヲ計ルヲ以テ目的トナス」。⁽⁹³⁾

八雲において、旧藩士族以外の多くの新住民が入植するなか、「士族授産」の一環で、開墾事業を開始した徳川家の「高恩」を「記念」して、それに報いることを強く謳った「和合会」が創設されるのも、たいへん興味深い。初代会長となったのは、第一次移住士族の一人で委員の補佐も務めた「表1」、永田健であった。

註

(1) 拙稿「北海道開拓の発端と始動―尾張徳川家の場合―」（徳川林政史研究所『研究紀要』四四号、二〇一〇年）。以下、旧稿とする。

(2) この点を含め、八雲開墾の基本的概要については、林善茂「徳川農場発達史(一)」「北海道大学『経済学研究』」五号、一九五三年)が古典的な成果として知られる。旧稿では、林論文では活用されなかった移住士族の日記・書簡をもとに実態分析した。

(3) 移住した士族たちは、「移住民」と自称したが(都築省三『村の創業』実業之日本社、一九一七年、二五頁)、旧藩との関わりに注目する本稿では、「移住士族」と表記する。

(4) ちなみに、養子の候補者には、穴戸松平家の松平鍾丸(のち頼平、当時一九歳)もあがっていた。晨若(義禮)は「御弱質」であったが、慶勝が気に入ったため養子となったという(『維新書簡 十六』尾五―五〇八―一六・⑧、徳川林政史研究所蔵。以下、同研究所所属史料は史料番号のみを記す)。後述する吉田知行(八雲開墾推進者の一人)は、晨若に拝謁し、「御人質」も至極宜しいと思っていたよう、家令小瀬新太郎に晨若を推挙していた(前同、⑮)。一方の松平鍾丸は、成瀬正肥が推薦していた模様である(家従「日記」明治九年二月三日条、尾四―一〇一・第二二冊)。

(5) 内山一幸『明治期の旧藩主家と社会―華士族と地方の近代化―』(吉川弘文館、二〇一五年)が、こうした研究潮流の現在における到達点といえる。内山氏は、近代以降の旧藩主家と旧藩士族との関係性を「旧藩社会」と評価し、それは旧藩領と東京の双方で形成されたとした。また、旧藩意識に関する研究の現状と課題をまとめた論考に、「宮間純一「旧藩社会と旧藩意識」(『歴史評論』八六四号、二〇二二年)もある。研究史の詳細は宮間論文を参照のこと。

(6) 旧藩領や東京にしばらくは、旧藩を根拠とする社会関係の存在については、旧佐倉藩主堀田家が、大正期に北海道河東郡音更村土幌に開いた農場を拠点に、佐倉藩とは無縁であった同地の人々と当時の佐倉家当主と旧藩士らが共同体を形成したとする、宮間純一・清水邦俊『「下総佐倉堀田家文書」の来歴と堀田家事務所の組織・機能―大名華族のアーカイブズ資源研究をめざして―』(『佐倉市史研究』三一、二〇一八年)もある。地元民が旧藩のコミュニティに包摂された事例として興味深いのが、本稿の場合は、明治一〇年代の旧藩主家と移住士族(旧藩士族)との関係そのものに着目する。そもそも、地元民(アイヌ)は旧藩の社会

秩序に参入していないと想定される。地元民が旧藩秩序に参入するか否かは、時期や事例による違いがあるのかどうか、今後の検討課題の一つと考える。

(7) 八雲四六八。

(8) 八雲開墾の基本方針をまとめた「徳川家開墾試験場條例」(八雲一六三)にも、「華族ハ一般臣民ノ中、特殊ノ恩波ニ浴シ、無疆ノ榮顯ヲ占ム、豈上下ニ対シ尽スヘキノ義務ナシトセンヤ」と明記されている。こうした意識の背景に、「華族ハ国民中貴重ノ地位ニ居リ、衆庶ノ属目スル所ナレハ、其履行固リ標準トナリ、一層勤勉ノ力ヲ致シ、率先シテ之ヲ鼓舞セサルヘケンヤ」(『太政官日誌』明治四年、第八十三号。石井良助編『太政官日誌』第五卷、東京堂出版、一九八一年、三七四頁)という明治四年の勅諭があったことは明らかである。

(9) 前掲「徳川家開墾試験場條例」には、「県地無産ノ士族日ニ月ニ窮迫ニ陥ルモノ多キニ依リ、従一位公深ク御哀憐ナサセラレ、故旧ノ情誼傍観スルニ忍サルトノ御思慮ニ出ツ」とある。「故旧ノ情誼」に関しては、内山一幸「旧誼と朝臣―明治零年代における天皇・華族・士族―」(『日本史研究』六五五、二〇一七年)を参照のこと。

(10) 例えば『三訂八雲町史』上巻(八雲町、二〇二三年)、一三〇頁。

(11) 家扶「日記」(尾四―一〇一・第一八冊)。以下の引用で註記がない場合は、同日記による。

(12) 北海道調査に出向いた吉田知行と角田弘業の前歴と、維新当時の立場・動向については、旧稿を参照のこと。なお、『三訂八雲町史』上巻などでは、二人とともに片桐助作も同行したと記述される。なお、慶勝が北海道開拓を志すに至った直接の動機は、同時代史料からは確認できない。都築前掲書(四一頁)によると、吉田知行とその同志が慶勝に働きかけたとする。

(13) この時、開拓使管内の胆振国山越郡山越内村字遊楽部の地が、入植に適していると復命したものとされる。関連史料として「遊楽部実況」(八雲四五七)がある。

(14) 註(11)とは異なる家従「日記」(尾四―一〇一・第一四冊)明治一〇年一月一五日条には、「午後三時より日比野次郎・間島冬道参上、小瀬殿初物鉢居残り、北海道議論有之候事」と記述がある。

- (15) 「藩士名寄」 下(旧蓬左一四〇―四・第二九冊)。
- (16) 青山学院資料センター編『小伝 間島弟彦』(学校法人青山学院、一九七七年)。弟彦は冬彦の七男。
- (17) 小瀬新太郎は、御小納戸頭取・御用人・御側御用人などの要職を務めた旧藩士族(「藩士名寄」を下、旧蓬左一四〇―四・第二二冊)。明治二年に家知事、同八年に家令に就いた。
- (18) 明治一〇年の徳川家の家職構成員は以下の通りである。(尾)は名古屋在勤者を指す。
 家令 小瀬新太郎
 家扶 井上喬・土岐長久・永田益衛(尾)・吉田知行 同次席 鈴木重永
 一等家従 小菅正武・荒木忠告・澤田龍・渡邊良策・辰巳重房(尾)・服部保(尾)
 ・鈴木高美・橋本善述(尾)
 二等家従 中川庄太・加藤菊太郎・加藤林左衛門・渡邊貞臣(尾)・前田儀邦
 ・水野正則・岡田光治(尾)
 三等家従 平松繁(尾)
- (19) 徳川慶勝「日誌」明治一一年一月二三日条(旧蓬左二六―三・第三冊)。吉田の他に、角田弘業が五月一日に北海道事業担当に任命された。
- (20) 家扶「日記」同年一月二九日・三〇日条。徳川慶勝「日誌」同日条。
- (21) 家扶「日記」同年五月二四日条。
- (22) 「移住人郷約」(八雲四九六)。
- (23) 「地所御渡方願書 官費御施設願并略図 条例并施行方伺書」(八雲七三)。
- (24) 徳川慶勝「日誌」明治一一年六月二四日条には、「北海へ吉田相越候付而ハ、先方ノ役員へ手紙ヲ遣し候事、姓名左之通 長官 黒田清隆・西村貞陽・時任為基」とある。
- (25) 八雲神社は熱田神宮の分霊を祀っている全国で唯一の神社である。遊楽部に入植した移住士族が、精神的な拠り所とするために、故郷の熱田神宮の神符と徳川家歴代の神霊を産土神として崇拜したことを起源とする。明治一七年に神殿を建築、一九年に「八雲神社」となり、二〇年に熱田神宮の分霊を仰いで許可された(『三訂 八雲町史』下巻、六六三―六六六頁)。八雲神社宮司の平田末廣氏によ

- ると、この慶勝書状は、黒田家の器物売り払いに伴って中村修(名古屋市長となった旧藩士族)のもとに持ち込まれ、中村修と片桐助作(北海道事業の三代目委員)によって買い取られた後、八雲神社に奉納されたものという。戦前においては神社の「御宝物」の一つとされていた(「八雲神社由緒」八雲五四九)。ちなみに、この書状の模写が徳川林政史研究所に所蔵されている(尾八―五二―二)。
- (26) 家扶「日記」明治一一年六月二六日条には、「開拓使官員へ被下物有之、吉田氏為御使被相越」と記載されており、慶勝書状との関連性が想起される。
- (27) この依頼を受けて、黒田が徳川家の開墾事業に協力を惜しまなかったのは、後述の開拓使の対応からうかがわれる。都築前掲書によると、「黒田長官は、同様な理想を以て進む八雲村の事業に非常な同情を寄せてゐた。で、八雲村から申出ることならば、大概の事は何時でも快諾を与へた。八雲村の今日あるは彼に負ふ所決して少なくなかつた(一三四頁)とある。
- (28) 「八雲開墾史料七」(八雲三〇二)。入植後は、開拓使付属機関の七重勸業試験場から、桑苗・菜蔬種類の払い下げや養蚕・牧畜伝習等で手厚い保護がなされた(「付表」。例えば、明治一二年六月一九日付の家扶宛て吉田知行書簡には、「(長官御使)従一位様、(長官)長官へ御面会之折モ被為在候ハ、待遇之厚キヲ御一言御謝シ置相願度、其辺宜御申上奉希候」(「北地開墾地属取裁並文移録一」八雲五、以下「北地一」と表記)などと出てくる。開拓使としても、尾張旧藩士族による「有楽府新移」は、「殊ニ盛大之事業ニ付、一般注目罷在候」という背景もあって、可能な限り支援していった。開拓使函館支庁官員に愛知県出身の鈴木長靖らが居るといった人的ネットワークも有効に機能していた(以上、前同史料より)。
- (29) 家扶「日記」明治一一年六月三〇日・七月一日・四日・七日・一三日・一九日条など。
- (30) 家扶「日記」明治一一年七月一日・四日条。井上喬宛て吉田知行書簡、同年八月二五日付(「北地一」)。
- (31) 家扶「日記」明治一一年七月一九日・九月七日・一〇月三日・二六日条など。
- (32) 一村独立の思いは、移住士族が揃う以前の明治一一年八月頃からあり、当初は「年魚市村」(愛知村「名古屋村」が村名の候補にあげられていた。いずれも尾張ゆかりの村名である。吉田知行はこの中から慶勝に選択して欲しいと願ひ出

ている(旧稿)。その後、「村名之義、公御思案中⁽⁸⁶⁾之旨、尚更宜奉願候」(家扶宛て吉田知行書簡、同年九月一七日付、「北地一」とあり、一〇月一三日付の吉田知行書簡に「御染筆、村名是又拝戴、不遠出願之心組」と出てくる。この「御染筆」をもとに、明治二年三月、「村名之義ハ八雲村与相唱申度」(前同)とする村立願いが、開拓使大書記官時任為基に提出された。明治四年七月、遊樂部は山越内村を離れ、黒岩を合併して「八雲村」となった(付表)ただし戸長の単独設置は認められず、これまでの山越内村戸長が兼ねた。八雲村が慶勝の命名であることは「八雲の二文字ハ、全く從位様の思召より御撰出遊はされ候なり、後々移り住人々、此義ゆめくおもひたかひてゆるかせにすへからす」(角田弟彦「胆振日記」明治四年七月二日条、八雲四〇八)とあることから裏付けられる。命名の由来は『三訂八雲町史』上巻、一三三―一三四頁を参照のこと。そうすると、八雲村の名は、正式に発足する以前の明治一年一〇月から、移住士族間で共有されていたとみられる。明治二年・三年に詠んだ角田弟彦(弘業の弟)の歌には、早くも「八雲の里」「八雲野」「八雲か原」「八雲人」などと、「八雲」の呼称がしばしば登場するのも、こうした事情による。ちなみに、八雲村発足と同時に七月一六日、慶勝は勲二等に叙され、旭日重光章を下賜された(「三世記事略」四、名古屋市教育委員会編集・発行『名古屋叢書』第五巻・記録編(2)、一九六二年)。

(33) 前掲註(25)参照。

(34) 開拓権少書記官湯地定基宛て吉田知行願書、明治一年一〇月付(「北地一」)。これが許可され、函館から滝口新次郎・伊達家旧臣石川源太の家臣)夫婦が来場した(家扶宛て吉田知行書簡、明治一年一二月二四日付、前同)。

(35) 他にも、移住士族の墓は名古屋方面を向いて建っているという言説もあり、移住者は常に名古屋を意識していたと今に伝わる。ただし、筆者はこの言説の史料根拠を知らない。今後の課題としたい。

(36) 明治一年「八雲日記」(八雲三〇四)、同二年「八雲日記」(八雲三〇六)、同三年「八雲日記」(八雲三〇七)。明治一年の日記のみ九月一六日から始まる。明治一年〜同四年までの「八雲日記」を解説し、解題を加えた成果に、高木任之編『八雲日記―北海道八雲村開墾の記録―』(私家版、二〇〇八年)があ

北海道八雲開墾における尾張旧藩主家と旧藩士族

る。

(37) 義禮はその後、明治四年、二二年、二四年の計四回開墾地(八雲村)を訪れた(付表)。二年後の明治四年八月に巡覧した際には、移住士族の家屋を不意に訪れ、士族たちを狼狽させて楽しんでいたという。〔從五位様御忍にて弊屋(角田弟彦宅)へならせられければ、抹茶を奉り、夫より両三戸へ不意にならせらる、御供をしたり、おもひも設けぬ事なれば、其家の主人はしめ家内どもの狼狽いかにもおかしくて、君にはいと御なくさみにやらなりし〕(角田弟彦「胆振日記」明治四年八月二〇日条、八雲四〇八)。

(38) 「北地一」。

(39) 家族移住の戸主は、吉田知行・角田弘業・角田弟彦・佐治為泰・永田健・服部正綾・太田正之丞・伊藤信旧・吉田八郎・土岐一風・鈴木重信・志水久三郎・山田信勝・高木任邦・水野忠順の一五名。単身者は、岡野頼隆・横井(都築)田鶴松・平川鍋三郎・井上文治・赤尾政敏・天野熊三郎・村上善一郎・高橋光造・村瀬小金治・植松稔の一〇名。

(40) 家扶宛て吉田知行書簡(明治一年一〇月一三日付)には、「角久(角田久次郎、弘業の通称)江被託之御写真、謹テ拝受、一同之幸福与難有仕合三奉存候、御礼之義宜御取計奉願候」(「北地一」とある)。

(41) 徳川家開墾試験場(のち徳川家開墾地)が母胎となってきた「徳川農場」の山林原野を戦後継承し、現在も山林事業を継続している八雲産業株式会社の八雲事業所には、この肖像写真が保管されている。

(42) 家扶宛て吉田知行書簡、明治一年一二月二四日付(「北地一」)。

(43) 前同書簡、明治二年五月一六日付(前同)。

(44) 「移住人郷約」。

(45) 「胆振日記」には、「麻の製造に取かゝる、苗子か専ら受持て製造いたす」(明治二年八月三一日条、八雲四〇七)とか、「麻引の業は専ら苗子か主任、弟彦助手となる」(同一年九月一三日条、八雲四〇八)という記述がある。

(46) 移住年の違いは住居の違いにも表れていた。住居の名称は、第一次(明治一年)が「旧」、第二次(明治二年)は「新」(のち「中」、第三次(明治四年)は「新」、第四次(明治二年)は「大新」と別々に呼称された。つまり、移住した年

ごとに一つの共同体が形成され、のちにそれぞれ町名が付与されていた(「大新」は現行地名でもある)。「旧」は住初町という町名が付けられた。住初町には明治三年に八雲小学校が移転、同四年には村役場が落成、昭和に入って八雲実科高等女学校が開校するなど、八雲村の行政・文教の中心となった。昭和七年七月、住初町には八雲開拓記念碑「我八雲はこの所より開かる」が建立されている(大島日出生「八月一日開町記念日」『ゆうらふ』二五号、八雲郷土研究会、一九八六年)。

(47) 家扶宛て吉田知行書簡、明治一五年二月二〇日付(「北地開墾地属取裁並文移録二」、以下「北地二」と表記)。

(48) 都築前掲書に、「新しい家が出来て、其処へ落着いた移住民(第一次移住人のこと)は、自分等の家が出来ると、今度は来年来る第二回の移住民の家を造つて置いてやらなければならなかつた(二七頁)」、「先発の人々が、道を拓いたり、家造つたりして待つてゐて呉れる間に、第二回の移住民はまだ国にゐて、移住の準備に忙しかつた(二九頁)とあるように、先発した第一次移住人が後発者のために家屋の準備をしていた。第一次移住人は、「初年移住之者、特典ヲ以テ金十円・御染筆御扇子被下置候筈之処、角田弟彦義拝受不仕由、佐治為泰江物々談話有之旨ニテ、為泰ヨリ申出候、若哉御失念ニハ無之哉奉伺候」(家扶宛て吉田知行書簡、明治一一年一〇月一日付、「北地一」とあるごとく、旧藩主の慶勝から「特典」を授与されるなど、特別待遇の対象となる存在であつた。それにもかかわらず、角田弟彦はもらっていないと「物々談話」しているのである。その後の移住人たちは、旧藩主との距離感の違いが見られ、こうしたところからも、意識の差異が生じたものと思われる。「胆振日記」(明治一一年一十一月一四日条、八雲四〇七)をみると、角田弟彦にも無事に金一〇円と「御扇子」が届けられている。「御扇子」には「遂立志」と慶勝自筆の文字が書かれていた。

(49) 家扶宛て吉田知行書簡、明治一一年二月一三日付(「北地一」)。

(50) 前同書簡、明治一二年一月一三日(前同)。

(51) 「八雲村徳川家開墾地郷約」(八雲五〇五)。

(52) 『和合会百周年記念改訂 和合会史』(和合会、二〇一五年)、一三八頁。

(53) 井上喬宛て角田弘業書簡、明治一二年一月二七日付、家扶宛て吉田知行書

簡、同年二月二四日付(「北地一」)。

(54) 註(53)角田弘業書簡。

(55) 板蔵とは、徳川家から支出された開墾費によつて建てられた蔵のことである。ここには、移住士族の生活必需品である米・塩・味噌・醤油・酒・灯油など、委員がまとめて購入した物品が貯蔵されていた(口絵4)。移住士族に給与する飯米もここから拠出された。移住者共同の施設で、ここで生産物の販売・購入も行われるなど、開墾地における唯一の物資流通機関でもあつた(「徳川家開墾試験場條例」『三訂 八雲町史』上巻、七八四―七八五頁。板蔵には單身青年が一時共同で生活していた。「板蔵之住居者全軍営ノ有様ナリ、愉快々々」(家扶宛て吉田知行書簡、明治一二年九月一日付、「北地一」という記述もある)。

(56) 「移住人郷約」。

(57) 角田弟彦は以下の三首を詠じた。「荒熊のふりの国の荒野へに 霊祭むとおもひかけきや」「ゆふらふの高かや原をすきかへし 返すくも君を社おもへ」(「ゆふらふに移り住にも現世に まさはとおもふふしそ多かる」(「胆振日記」明治一一年一二月二四日条、八雲四〇七)。以後、弟彦は毎年義宜の命日に歌を奉納している。

(58) 八雲の打毬については、小泉武夫「打毬」(「ゆふらふ」一二号、一九八五年)がある。打毬は乗馬で競う球技で、馬は一二頭必要とのこと。小泉氏によると、八雲では明治から大正期に掛けて三回程度しか行われて来なかつた幻の球技で、明治二六年、徳川慶勝(明治一六年死去)の御霊代が八雲に来た際、射的・撃剣・角力・仮装とともに打毬も奉納されたのが最初という。しかし、「八雲日記」にあるごとく、明治一一年から義宜の慰霊のたびに打毬興行が行われていた。

(59) 例えば、吉田知行は幕末期に義宜の御小性となり、明治七年には義宜の「御左右懸二等御家従」を命じられている(「藩士名寄」よ、旧蓬左一四〇―四・第一六冊二九。『維新書簡八』尾五―五〇八―九・18)。

(60) 例えば、「北地一」を丹念に見ていくと、断片的ではあるが、移住人の個性や意識をうかがうことができる記述に出くわすことがある。特に単身で移住してきた青年士族は、家族同伴の移住人とは異なり、孤独に苦しみなどして開墾に向かう動機が下がり、退場する者も少なくなかつた。ただし、「北地一」は、吉田

知行ら委員が家扶宛てに出した書状が中心であるため、委員目線の評価となる。意識を探る場合には、双方向からの史料の突き合わせが課題となる。

- (61) 角田弟彦宛て小瀬新太郎書簡、明治一二年四月三〇日付〔胆振日記〕所収、八雲四〇七。

- (62) 以下の引用で註記がない場合は、「胆振日記」明治一三年九月三日条（八雲四〇七）、「同上」明治一四年一月九日条（八雲四〇八）より。

- (63) 小瀬新太郎宛て吉田知行書簡、明治一四年五月九日付〔北地一〕。

- (64) 「徳川家開墾試験場」では、移住士族の生活保護を明記しつつも、移北の旅費や家屋建築費、農具購入費、食費などはあくまでも三年間の貸与であつて、その後、貸与金を長期年賦で返済すると土地を取得し、経済的に自立することになつていた〔徳川家開墾試験場條例〕。

- (65) 「御賞与御辞令写」〔北地二〕。同様に「移住以来専ラ農務ニ勤勉…品行端正」として金五円を下賜された者に都築貞壽（第二次移住人）がいた。他に、「専ラ農務ニ勤勉」で賞与金五円は、志水久三郎・吉田八郎（ともに第一次移住人）の二人、「農務ニ勤勉」で賞与金三円は佐治為泰・服部正綾・高木任邦（ともに第一次移住人）の三人であつた。

- (66) 「三訂八雲町史」上巻、四三〇～四三二頁。

- (67) 尾張旧藩士族で、維新後大阪で商業を営んでいた。明治一二年に徳川家令小瀬新太郎の依頼により函館に移転し、遊樂部移住士族への物資納入や生産物の販売などで協力していた〔三訂八雲町史〕上巻、七八四～七八六頁。

- (68) 「八雲日記」明治一三年三月三一日条。同年の「八雲日記」には製氷関連の記事が散見する。

- (69) 小瀬新太郎宛て吉田知行書簡、明治一三年四月一五日付〔北地一〕。

- (70) 「八雲日記」明治一四年五月一八日条。しかし、海部は、開墾場の実情を目撃して、「畎畝之勞ヲ執候方可然」として、家従御雇の解雇願を提出し（明治一五年二月一四日）、開墾場の「大事」と委員多忙の折は「参与」することを条件に、同年三月に家従御雇を解かれた〔北地二〕。

- (71) 「松葵会」では、独身青年の「器械方」に対抗するのごとく、「松葵会連にて、杉立・川口・近藤三家之新墾畑根寄手伝にゆく」〔胆振日記〕明治一六年六

月八日条、八雲四〇八と、移住人の開墾作業を手伝っていた。

- (72) 「攻玉会規則緒言」〔北地二〕。

- (73) 「八雲村開墾ニ関スル書類」〔八雲五〇一〕。

- (74) 「書付」〔八雲四七五〕。

- (75) 『改訂和合会史』八四頁。

- (76) 家扶「日記」〔尾四一〇一・第三〇冊〕によると、慶勝はこの年七月から体調不良で、様態が急変したのが八月一日であつた。この日午前七時四〇分に「御太切」、翌二日に慶勝の死を発表することを取り極めた。

- (77) 「胆振日記」明治一五年一月一日条（八雲四〇八）、家扶「日記」同日条（尾四一〇一・第二八冊）。

- (78) 徳川美術館所蔵。

- (79) 「八雲神社記録」〔八雲五四四〕。

- (80) 慶勝が祭神となつた尾陽神社が名古屋に創建されたのは、名古屋開府三〇〇年に相当する明治四三年であつた。明治一六年に死去した慶勝が、名古屋に墓所もなく、明治三一年に至りようやく東照宮に合祀され、明治末期に尾陽神社の祭神となつたのは、慶応四年（一八六八）正月の佐幕派肅清事件（青松葉事件）の記憶が、名古屋を中心とした旧藩士族の中にしこりとなって深く沈澱していたからではなかつたらうか。明治末期ともなれば、事件を知る旧藩士族の多くもこの世にいなかった。名古屋における維新の記憶と徳川家および徳川慶勝との関係については、今後の検討課題としたい。

- (81) 「八雲日記」明治一四年八月二〇日・一〇月三日条。

- (82) 八雲四九五。

- (83) 義禮とキリスト教の關係に関しては、長沼秀明「徳川義禮の英国留学―ユニテリアン告白の意味―」〔徳川林政史研究所「研究紀要」四九号、『金鯢叢書』四二輯所収、二〇一五年を参照のこと。

- (84) 「徳川慶勝藍綬褒章叙勲通知」〔八雲五四一〕。

- (85) 華族意識については、徳川家の家職間においても共有されていた。例えば、「農学校へ御入塾」していた義禮が、「御再考、大学校へ御入塾ニ御決定」したことに對し、吉田知行は「何分大華族之地位ニ被為入候上ハ、終ニ大政ニ与リ、為

国家之御尽シ被遊候義御本分ニ可有之」として、「大学校へ御入塾至当」と述べている（小瀬新太郎宛て吉田知行書簡、明治十三年九月六日付、「北地一」。こうした環境下であれば、切っ掛けさえあれば、義禮の「大華族」としての意識が全面に表出することは十分にあり得たと考えられる。「大華族」である尾張徳川家の養子であったとすればなおさらである。

(86) 都築前掲書では、この改革を「共產主義から個人主義へ」と題して回顧している（一二二～一二七六頁）。

(87) 大島鍛稿『八雲開墾五拾年記念 徳川農場沿革史』第八章（一九二八年）、所収史料。

(88) 前同。

(89) 『改訂 和合会史』 八七頁。

(90) 社団法人 農村更正協会編集・発行『北海道調査報告』（一九三七年）、四一頁。

(91) 「北海道三県巡視復命書」北海道庁編纂・発行『新撰北海道史』第十六卷・史料二、一九三六年、六四〇～六四一頁。

(92) 「和合書院」とは、明治九年、海部家の知行地であった愛知郡和合村（現・愛知県東郷町）に創設された私塾のこと。海部昂蔵が教師となつて、旧藩士族子弟に学問と自給自足を指導した。慶勝直筆の横額「和合書院」が伝来する（徳川美術館所蔵）。徳川家が遊樂部移住人を募集した際、最初に名乗りをあげたのが、和合書院の生徒であつたとされる。和合書院の生徒としては、第一次移住人の服部正綾の三兄弟（正定・幡吉・綾三）、佐治為泰の兄弟（静雄・操）、吉田知行の長男知一、岡野頼隆、都築田鶴松、平川鍋三郎らが知られる（『改訂 和合会史』一二一～一二三頁）。

(93) 『改訂 和合会史』 一二五頁。

〔付記〕 本稿作成にあたっては、八雲神社の平田末廣氏、徳川美術館の吉川美穂氏に大変お世話になりました。ここに記して御礼を申し上げます。本稿は、JSSC 科研費 J24H00571（研究代表者：宮間純一氏）の助成による成果の一部です。

付表 八雲開墾地の沿革

和暦(西暦)		戸数(戸)	人数(人)			摘要(事績・景況など)
			男	女	合計	
明治11年 (1878)	第1回移住 (10月～11月)	15	54	28	82	12月 農間副業奨励のため製網所を開設、教師1名を招聘し伝習。 12月 移住人より選抜して開拓使七重勸業試験場に現業生派遣(牛馬取扱、西洋農具使用、馬具製作の実習)。 大小麦油菜を播種するも積雪のため収穫なし。
明治12年 (1879)	第2回移住 (8月)	33	97	71	168	7月 学校落成(八雲学校)。 8月 徳川義禮(18代)、初めて来場、視察。 10月 時任為基(開拓使大書記官)、開墾状況視察。 大小豆蔬菜を播種し、地味に適し収穫十分。 和洋各種の果樹を七重勸業試験場より移植。
明治13年 (1880)		35	98	82	180	2月 招募規則・子弟分家規則を制定。 2月 八雲学校開業式。 8月 牧牛会社設立。 9月 開拓使函館支庁の勧めにより鮭魚天然孵化事業を開始。 9月 徳川慶勝隠居により徳川義禮家督相続。 大小麦の収穫十分。鮭1664本の漁獲あり。
明治14年 (1881)	第3回移住 (5月)	47	149	114	263	7月 山越内村のうち遊楽部・黒岩を分離し「八雲村」となる。 7月 函館・八雲間物資輸送専用の西洋型帆船「八雲丸」を造船。 8月 徳川義禮来場、視察。開拓長官黒田清隆来場、視察し洋種牡牛一頭寄贈。 11月 独身舎が組織され「器械方」と称す。 官費による水田用水路完成。 気候冷湿、風雨の害などにより前年よりも収穫物の品位を損なう。 蝗被害甚大、大学教授を招き講話会開催。
明治15年 (1882)		45	150	111	261	3月 独身舎青年を中心に共同経営農場が創設され「鷺の巣耕舎」と名付ける。 6月 蝗害発生のため駆除に努める。 6月 野田生に「牧牛社」を設立。 9月 内務卿山田顕義来場、視察。 9月 暴風雨のため農作物被害甚大。
明治16年 (1883)		62	138	106	244	7月 徳川慶勝に藍綬褒章を賜い八雲村開墾の功績表彰。 8月 徳川慶勝死去(60歳)。 9月 小松宮彰仁親王来場、令旨あり。 旱魃に加え蝗害のため農作物被害甚大。
明治17年 (1884)		56	129	105	234	1月 事務所経営の味噌醬油製造場が開業。 9月 開墾費により公立八雲病院設立。 9月 田中不二麿・春田景義の発起により鷺の巣牧場会社設立。 9月 農商務大書記官宮島信吉ら来場、視察。 9月 徳川義禮、英国遊学に出発。 10月 競馬場を新設し競馬会開催。 11月 八雲神社神殿落成。 事務所直営の製藍・馬鈴薯澱粉製造事業開始。 5月の洪水、9月の豪雨による耕地被害甚大。収穫物も減少。
明治18年 (1885)		50	126	100	226	3月 徳川家による直接保護を廃止し、移住人の自立に向けた改革を断行。 7月 洋行中の義禮の代行として成瀬正肥来場、視察。 事務所付属の板蔵を廃止、八雲共同商會を開設し商取引を始める。 米沢より教師を招聘、薄荷栽培・製造を開始。

「八雲村開墾地年報」(八雲465)、「八雲村徳川家農場沿革略」(八雲468)などより作成。

